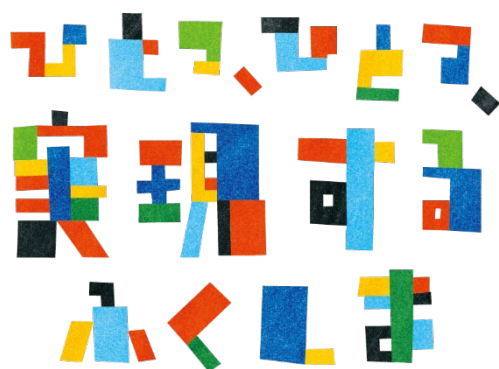


ふくしまの復興・創生に向けた
提案・要望



令和6年6月7日

福島県

東日本大震災と原子力災害から13年余りが経過しました。帰還困難区域では、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた取組が進められているほか、県全体におきましても、移住者数や新規就農者数が過去最多を更新し、県産品の輸出額も過去最高を記録するなど、福島の復興は着実に前進しております。

このような中、国においては、脱炭素とエネルギー安全保障の両立に向けた、「エネルギー基本計画」の見直しの議論がなされておりますが、検討に当たっては、当県における過酷な原発事故の現状と教訓を踏まえ、国民の安全・安心を最優先に考え、丁寧に議論を進めることが、福島の復興に向けた取組に対する信頼にもつながります。

当県といたしましては、引き続き、「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を基本理念に掲げ、全力で復興に向けた挑戦を続けてまいります。

福島県においては、今もなお多くの県民がふるさとを離れ、避難生活を続けておられるほか、避難地域の復興・再生、廃炉と汚染水・処理水対策、風評と風化の問題に加え、復興のステージが進むにつれて新たな課題も顕在化するなど、いまだ多くの困難を抱えております。

さらに、度重なる自然災害からの復旧に加え、急激に進む人口減少や長期化する原油価格・物価高騰への対応など、全国的な課題にも同時に対処していく必要があります。

こうした、世界にも類を見ない困難を抱える福島の復興は、長く厳しい戦いとなることから、今後も粘り強く挑戦を続けていかなければなりません。

このため、当県の総合計画や福島復興再生計画に掲げる取組を一つ一つ着実に実現していくとともに、福島の復興・創生の加速化に向け、第2期復興・創生期間後も切れ目なく、安心感を持って復興への挑戦を続けることができるよう十分な財源の確保や進捗状況に応じたきめ細かな対応が不可欠であります。

国におかれましては、福島復興再生特別措置法に掲げる責務を果たすとの強い決意の下、県や市町村の声を真摯に受け止め、最後まで責任を持ち、総力を挙げて福島の復興と地方創生の推進に取り組んでいただきますよう、次のとおり要望いたします。

令和6年6月7日

福島県知事 内堀雅雄

目 次

<全般的事項>

- I 第2期復興・創生期間以降における復興の更なる加速化・・・1

<個別事項>

- II 避難地域・浜通りの復興・再生・・・・・・・・・・・・・・6
- III 福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出
・・・・・・・・・・・・・・18
- IV 原子力発電所事故への対応・・・・・・・・・・・・・・33
- V 風評払拭・風化防止対策の強化・・・・・・・・・・・・・・45
- VI 県民の健康と安全・安心を守る取組・・・・・・・・・・・・・・50
- VII 産業再生、インフラ整備の推進・・・・・・・・・・・・・・57
- VIII 持続可能な県づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・66
- 省庁別索引・・・・・・・・・・・・・・72

<全般的事項>

I 第2期復興・創生期間以降における復興の更なる加速化

1 復興に向けた総合的な施策の推進

【内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

当県の原子力災害からの復興・再生は、被災者の生活再建、商工業や農林水産業の再開など産業・生業の再生、医療・福祉・教育環境の整備・充実、治安対策の強化、インフラ整備などの避難地域の復興・再生や、除染の推進、廃炉と汚染水・処理水対策、風評払拭・風化防止対策、福島イノベーション・コースト構想の推進、再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネルギー社会構想の実現、新たな産業の創出、企業立地の促進などの産業の自律的発展に向けた基盤づくり等、多岐にわたっており、今後も中長期にわたってあらゆる挑戦を粘り強く続けていかなければならない。

こうした中、当県の更なる復興・再生に向けては、その要である福島復興再生特別措置法や、同法に基づく福島復興再生基本方針及び福島復興再生計画における取組等を推進していくことが不可欠であり、各地域によって復興の進捗が大きく異なるなど、当県特有の深刻化・複雑化する課題等に対して、現場の実情に応じてきめ細かに対応し、福島12市町村の将来像提言や福島県総合計画等で示された目指すべき将来の姿の実現を図る必要がある。

については、第2期復興・創生期間以降においても、当県の復興・再生が実現するまで、引き続き、国が前面に立ち最後まで責任を持って取り組むこと。

また、復旧・復興事業の財源については、今年3月に見直しがなされた「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、「原子力災害被災地域については中長期的な対応が必要であり、復興のステージが進むにつれ、新たな課題や多様なニーズが生じていることから、適切な時期に見直しを行い、必要な復興事業の実施に支障を来すことがないように、財源を確保する」と明記された。

避難地域への移住等の促進や福島国際研究教育機構（F-R E I）の設立、特定復興再生拠点区域・特定帰還居住区域の整

備など、令和2年7月の復興財源フレーム決定後に生じた課題やニーズに対応するための経費が生じていることに加え、現下の物価高騰の影響等により、財源が不足する懸念が生じている。このため、財源フレームを適切に見直し、第2期復興・創生期間の最終年度となる令和7年度において当県の復興・創生をさらに進めるために必要な事業の執行に支障が生じないように、予算を十分に確保すること。

さらに、原子力災害に伴う当県特有の困難な課題はいまだ山積しており、今後も中長期にわたる継続的な取組に加え、復興の進捗に伴って生じる新たな課題やニーズへの対応が必要である。特に、次の5年間は、福島イノベーション・コースト構想や福島新エネ社会構想を更に発展させながら、いまだ進行形である避難者の帰還、生活環境の整備や産業・生業の再生等を一層進めなければならない、まさに勝負の期間であり、これまで以上に力強い取組が必要である。このため、第2期復興・創生期間後においても、地元の声を丁寧に聞きながら、当県の現状・課題をしっかりと捉えた上で復興需要を把握し、今後も切れ目なく安心感を持って復興への挑戦を続けるために必要となる十分な財源と枠組み、復興を支える制度を引き続き、しっかりと確保すること。

あわせて、当県は、東日本大震災以降、急激に進む人口減少を始め、度重なる自然災害からの復旧や長期化する原油価格・物価高騰などの課題にも同時に対処しなければならず、他の都道府県には無い困難な対応が引き続き求められていることから、復興・創生が遅滞することがないように、引き続き人的・財政的に十分な支援を行うこと。

いまだ諸外国における当県産農林水産物等の輸入規制措置が続いているなど、原子力災害による影響は、現在進行形で県内全域に及んでいる。加えて、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで、新たな風評が生じる懸念は払拭できず、継続して風評・風化対策に取り組んでいかなければならない。国においては、復興庁が司令塔となって、関係省庁と連携し、当県における原子力災害という特殊事情を十分踏まえ、地元の声にしっかりと耳を傾け、「現場主義」を徹底し、福島の復興・創生に向けた取組を県内全域にわたり一体的・中長期的に推進すること。

2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等

【内閣府、こども家庭庁、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 震災復興特別交付税措置の継続

令和7年度以降においても復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

(2) 普通交付税算定の特例措置の継続

令和8年度以降の普通交付税の算定においては、令和7年国勢調査等の調査結果（人口等）が測定単位となるが、避難地域12市町村では、原子力発電所事故の影響等により、いまだ住民の帰還が進んでいない状況である。

このため、令和7年国勢調査における人口等を測定単位として普通交付税を算定した場合、行財政運営に支障を来すおそれがあることから、普通交付税算定の特例措置を継続すること。

(3) 福島再生加速化交付金の予算確保等

地域により復興のステージが異なる中、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるため、福島の復興加速を目的とする生活環境向上等対策（帰還・移住等環境整備交付金）、長期避難者の生活拠点整備（コミュニティ復活交付金）、子育て世帯の帰還・定住支援（こども元気復活交付金）等を推進する福島再生加速化交付金について、長期的かつ十分な予算を確保すること。

特に、帰還・移住等環境整備交付金については、移住希望者のニーズに応じた効果的な支援を行うため、移住・定住促進事業を継続するとともに、面整備事業と一体的に施工すべき道路事業の対象要件の緩和など、運用の弾力化を図ること。

あわせて、住民帰還や移住等の復興の進捗に伴って生じる新たな課題等に対して適時的確に対応できるよう、柔軟で使いやすい制度とすること。

(4) 被災者支援総合交付金の予算確保等

避難生活の長期化や復興公営住宅等への移転後のコミュニティ形成、被災者の心身や子どもの体力の回復など、各地域の被災者を取り巻く課題に適切に対応するため、見守り・相談支援、交流機会の提供、心のケア、子どもの健康支援、避難者に対する情報提供等の様々な施策により、被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を継続していく必要があることから、被災者支援総合交付金については、被災者の実情を踏まえた柔軟な運用を行うとともに、長期的かつ十分な予算を確保すること。

(5) 地方の安定的な財政運営に係る財源の確保

度重なる自然災害からの早期復旧や長期化する原油価格・物価高騰など、広範かつ多額な財政需要への対応が求められる中、復興・再生を着実に進めるには、安定的な財政基盤が重要であることから、令和7年度以降においても地方一般財源総額を確実に確保し充実させること。

3 復興に向けた人員確保

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

当県は、原子力災害の持つ特殊性により長期にわたる人員確保が不可欠であることから、国においては、全国知事会、全国市長会、全国町村会等と連携を図りながら県や避難地域12市町村を始めとする市町村の人員確保に対する支援を充実させるとともに、国や独立行政法人から中長期的な職員派遣等を行うこと。

また、派遣職員の受入れ経費や震災対応のために職員の採用を行った場合の人件費等の経費については、原子力災害の極めて深刻かつ特殊な被害と影響への対応が長期にわたらざるを得ないことを十分に踏まえ、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税等により確実に措置すること。

<個別事項>

Ⅱ 避難地域・浜通りの復興・再生

4 避難地域の復興実現

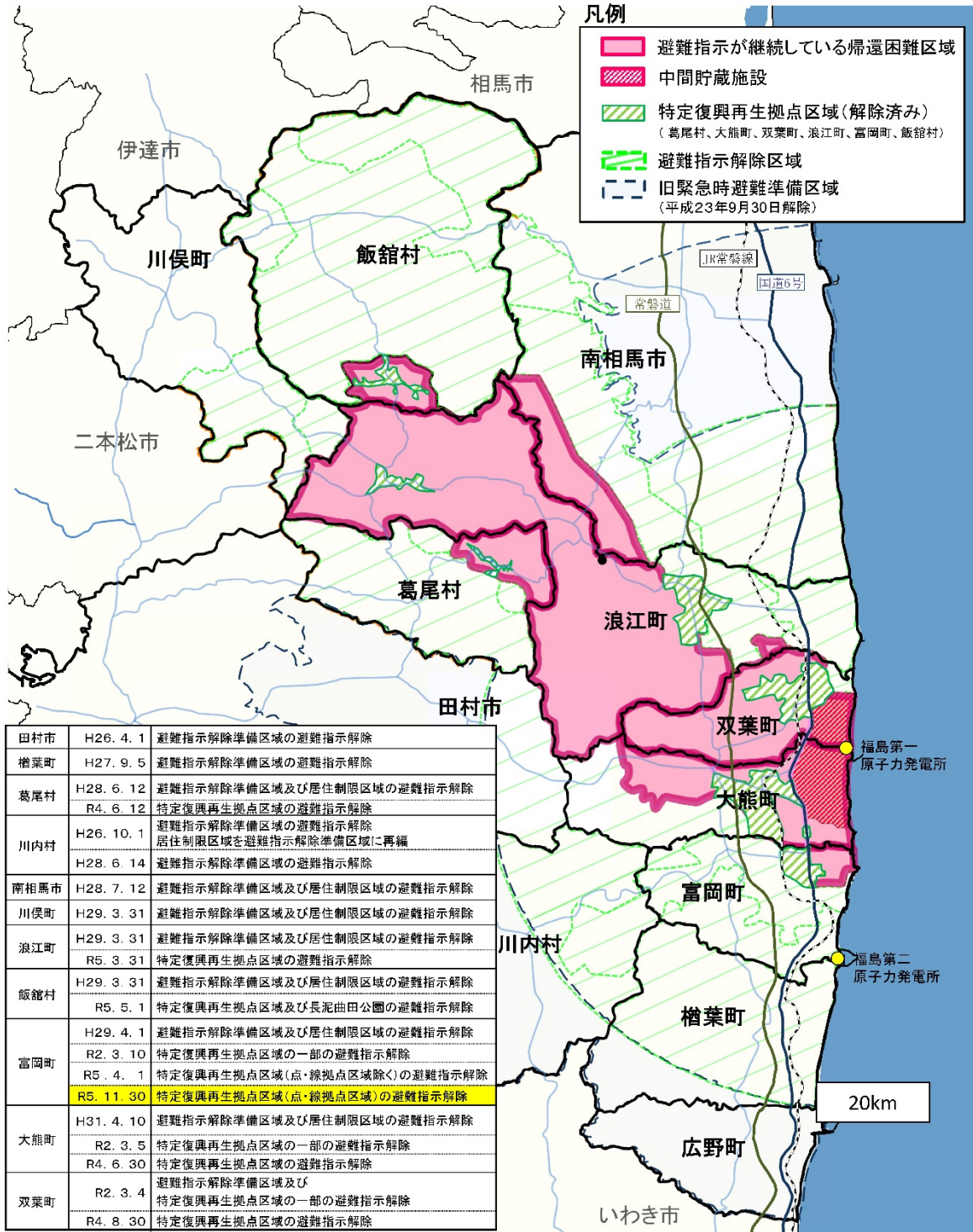
【内閣府、こども家庭庁、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

避難地域の復興においては、帰還困難区域の再生のほか、避難指示が解除された地域の医療・介護・福祉、子育て、教育、交通、住まい、買い物、防犯、荒廃抑制、鳥獣被害対策、情報通信等の生活環境整備や、商業施設の運営支援、物流機能の回復、営農再開の加速化、産業・生業の再生、新産業の創出、移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大、魅力あるまちづくり、地域コミュニティの再生等を更に進めていく必要がある。

また、いまだ避難指示区域が存在している自治体があるほか、避難指示が解除され、日々復興に取り組んでいる自治体においても、ステージに応じた新たな課題に直面しているなど、自治体ごとに復興の進捗が大きく異なっており、それぞれの実情を踏まえた対応が求められている。

このため、原子力災害における国の責務として、中長期的な財源を確実に確保し、被災自治体への人的支援を継続するとともに、様々な機会において地元の意見を丁寧に聞きながら、新たな課題にしっかりと対応し、福島12市町村の将来像の具現化に向けた中長期的な取組を支援すること。

避難指示区域の概念図



- 凡例
- 避難指示が継続している帰還困難区域
 - 中間貯蔵施設
 - 特定復興再生拠点区域(解除済み)
(葛尾村、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、飯館村)
 - 避難指示解除区域
 - 旧緊急時避難準備区域
(平成23年9月30日解除)

田村市	H26. 4. 1	避難指示解除準備区域の避難指示解除
楢葉町	H27. 9. 5	避難指示解除準備区域の避難指示解除
葛尾村	H28. 6. 12	避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示解除
	R4. 6. 12	特定復興再生拠点区域の避難指示解除
川内村	H26. 10. 1	避難指示解除準備区域の避難指示解除
		居住制限区域を避難指示解除準備区域に再編
	H28. 6. 14	避難指示解除準備区域の避難指示解除
南相馬市	H28. 7. 12	避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示解除
川俣町	H29. 3. 31	避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示解除
浪江町	H29. 3. 31	避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示解除
	R5. 3. 31	特定復興再生拠点区域の避難指示解除
飯館村	H29. 3. 31	避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示解除
	R5. 5. 1	特定復興再生拠点区域及び長泥曲田公園の避難指示解除
富岡町	H29. 4. 1	避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示解除
	R2. 3. 10	特定復興再生拠点区域の一部の避難指示解除
	R5. 4. 1	特定復興再生拠点区域(点・線拠点区域除く)の避難指示解除
	R5. 11. 30	特定復興再生拠点区域(点・線拠点区域)の避難指示解除
大熊町	H31. 4. 10	避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示解除
	R2. 3. 5	特定復興再生拠点区域の一部の避難指示解除
	R4. 6. 30	特定復興再生拠点区域の避難指示解除
双葉町	R2. 3. 4	避難指示解除準備区域及び
	R4. 8. 30	特定復興再生拠点区域の一部の避難指示解除

5 帰還困難区域の復興・再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

特定復興再生拠点区域について、避難指示解除後も引き続き、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく拠点づくりを確実に進めるために必要な予算を十分に確保するとともに、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるよう支援すること。

また、特定帰還居住区域について、避難が長期化したことによる住民の個別の事情や地元自治体の意向を十分に踏まえながら、特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、早期の避難指示解除に向けた除染等の確実な実施に加え、インフラ整備や営農再開に向けた取組等をきめ細かに支援し、帰還意向のある全ての住民が一日も早く帰還できるよう責任を持って取り組むこと。

さらに、両区域外の残された土地・家屋等の扱いや森林・農村の適切な保全、避難指示の長期化に伴い経年劣化が進んでいる道路・河川等の施設更新等の課題について、引き続き、地元自治体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に最後まで責任を持って取り組むこと。

6 避難地域等の事業・生業の再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省、中小企業庁】

(1) 被災事業者等の支援

避難地域12市町村における商工業や農林水産業等の事業・生業の再建に向けては、公益社団法人福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チームの中核組織）が事業者の個別訪問等を通じて、課題に合わせた活動支援を強化しているところであり、引き続き、国が主体的に関与し、同機構に対する継続的な支援を確実に実施すること。

あわせて、原子力災害被災事業者事業再開等支援事業及び原子力災害被災地域創業等支援事業について、第2期復興・創生期間以降も事業を継続するとともに、十分な予算を確保すること。

特に、特定復興再生拠点区域等における事業再開や創業を促進するため、地域の実情を踏まえた支援策を継続すること。

(2) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（いわゆるグループ補助金）について、避難地域12市町村においては、避難指示区域の解除に伴い現地に帰還して復旧に着手する事業者が見込まれることから、第2期復興・創生期間以降も事業を継続するとともに、十分な予算を確保すること。

7 避難地域の営農再開に向けた支援

【復興庁、農林水産省】

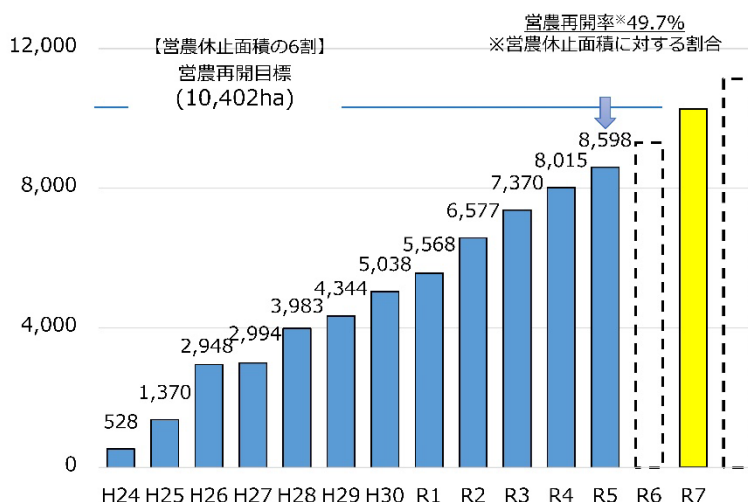
東日本大震災から13年が経過し、避難指示解除が早かった地域を中心に営農再開が着実に進みつつある一方、避難指示解除が遅かった地域では営農再開が十分に進んでおらず、帰還困難区域では特定復興再生拠点区域で営農再開がようやく進み始めた段階にあるなど、それぞれの地域で進捗が大きく異なる。

避難地域の営農再開を滞りなく進めるには、地域の実情を踏まえた継続的な取組が不可欠であることから、被災地域農業復興総合支援事業を始めとした営農再開関連事業について、第2期復興・創生期間以降も継続し、十分な予算を確保すること。

特に、福島県営農再開支援事業については、基金の残高が不足する状況であることから、事業実施に必要な額を確実に積み増すこと。

また、「市町村を越えた広域的な高付加価値産地構想」を実現し、営農再開を加速するため、福島県高付加価値産地展開支援事業の実施に当たっては、引き続き、避難地域で農業法人の参入促進に取り組むとともに、十分な予算を確保し、県・市町村・関係機関と一体となって産地形成を支援すること。

避難地域の営農再開目標



8 避難地域等の鳥獣被害対策の推進

【復興庁、農林水産省、環境省】

(1) 生活環境整備に向けた鳥獣被害対策の推進

イノシシやニホンザル等の市町村をまたいで移動する野生鳥獣に対しては、広域的な対策が重要であることから、引き続き、避難地域12市町村を一つの地域として、地域全体で取り組めるよう、福島生活環境整備・帰還再生加速事業の十分な予算を確保すること。

また、帰還困難区域に生息している野生鳥獣が特定復興再生拠点区域等に出没し、住民帰還を妨げることのないよう、引き続き、生息状況調査を踏まえ、最大限の捕獲に取り組むこと。

(2) 農作物被害防止のための取組への支援

深刻・広域化する野生鳥獣による農作物被害を防止するため、侵入防止柵の整備や捕獲活動の強化などの取組に必要な予算を十分に確保すること。

また、住民が主体となった集落ぐるみの総合的な対策をコーディネートできる専門的な人材の確保や育成に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

9 避難地域等における医療提供体制の再構築

【復興庁、厚生労働省】

避難地域等の医療提供体制については、避難指示が解除等された各市町村において、少なくとも1施設の診療所が開設・再開したほか、救急医療を担う「ふたば医療センター附属病院」が開院したが、いまだ十分な医療の確保がされている状況にはない。

帰還した住民が安心して保健・医療、介護・福祉サービスを受け、さらに専門医療や在宅医療（医療・介護の連携）等の幅広い医療ニーズにも対応するためには、引き続き、医療施設等の復旧や医療従事者等の確保等、中長期的な医療提供体制の再構築に向けた取組が必要である。

これらの取組は、原発事故を由来とする特殊事情を原因としたものであることから、第2期復興・創生期間以降も国において以下の措置を行うこと。

(1) 避難地域等の医療提供体制の再構築に向けた財源の措置

避難地域で再開・開設した医療機関の約6割が人件費・運営費の支援を受けて稼働するなど厳しい状況の中で診察を継続しているが、経営環境の急速な改善は困難な見通しであるほか、専門医療（人工透析や特定の診療科等）の確保も困難な状況である。

また、近年避難指示が解除された大熊町、双葉町を始めとする避難地域での医療機関等の再開・開設に必要な施設・設備整備費への支援等に加え、新たなニーズも想定される。

さらに、避難地域においては、医療提供体制が不十分であることから、いわき市や南相馬市など浜通り一帯を生活圏にする傾向が一層強まり、近隣地域の医療機関では、避難地域からの専門医療の患者に加え、夜間初期救急の患者についても受入れを行っている。

については、避難地域等の医療提供体制の再構築に向けて、近隣地域の医療機能の強化に係る支援等を含め、中長期的に取り組むために必要となる予算を安定的かつ十分に確保するとともに、地域医療再生基金の柔軟な活用を認めること。

(2) 医療従事者の安定的な確保及び県内定着促進への支援

避難地域においては、医師派遣や看護職員の住宅確保等、医療機関に対する緊急的な人材等の支援を実施することで医療提供体制を維持しているが、人材確保が困難な状況が今後劇的に好転するとは考えにくく、必要な施策を講じなければ、人材の地域偏在はより深刻化すると見込まれる。

このため、避難地域における医師確保事業等を始めとした人材確保・地域定着策を着実に実施し、医療提供体制を安定的なものとするために必要となる予算を十分に確保すること。

(3) 双葉地域における中核的病院への支援

復興の進捗に伴い帰還者や移住者が増加する避難地域における医療提供体制を確保し、復興を支えていくためには、双葉地域における中核的病院が不可欠であることから、整備及び運営に必要となる予算を十分に確保すること。

特に、複数年の施設整備であり、整備費総額を確保する必要があることに加え、中核的病院は双葉地域の住民や自治体等から早期の整備を強く求められており、工期短縮を図る必要があるほか、医療従事者を開院前から複数年をかけて確保する必要があることから、開院までの整備及び準備のために必要となる財源を一括して交付すること。

さらに、第2期復興・創生期間以降も地域医療再生基金を継続するとともに、中核的病院の運営に必要となる予算を十分に確保すること。

10 避難地域等における教育環境の整備・充実

【内閣府、こども家庭庁、復興庁、総務省、
文部科学省、厚生労働省】

(1) 避難指示解除等に伴う学校再開への支援

東日本大震災・原子力発電所事故から13年が経過した今もなお、双葉町の小中学校が、いまだ避難先での学校運営を余儀なくされており、地元での学校再開に向け、中長期的な支援が必要である。

また、開校に至った市町村においても、住民の帰還が十分に進まない中、教育活動の更なる充実に腐心している。いずれの市町村でも、児童生徒の安心・安全や、ふるさとに根ざした魅力ある学校教育は、将来を担う子どもたちはもとより、住民の帰還促進や、魅力ある地域の創造に不可欠である。

このため、子どもたちが通いたい、また、保護者が通わせたいと思えるような、魅力ある持続可能な学校づくりを実現させるとともに、避難地域12市町村における地域の特色を活かした魅力的な教育プログラムを開発するための経費について、引き続き予算を確保すること。

さらに、帰還・再開後の通園・通学のためのスクールバスについて、市町村の需要に応じて、十分な予算を確保すること。

(2) ふたば未来学園中学校・高等学校への支援

当県の教育復興のシンボルである「ふたば未来学園」について、生徒が引き続き安心して学ぶことができるよう、寄宿舎の運営など、生徒の教育・生活環境整備への支援を継続すること。

また、生徒たちが高い志や目的意識を持つなど、教育上の成果もでてきていることから、福島ならではの教育を軌道に乗せることができるよう、外部講師の招聘や連携中学校との交流、グローバル探究や大学と連携した先進的なカリキュラム開発など魅力ある教育活動への支援を継続すること。

(3) 継続的な教職員の加配措置

いまだ多くの児童生徒が県内外で避難生活を送っていることに加え、帰還しての学校再開、不登校児童生徒の増加など、震災・原子力発電所事故に起因する課題が継続している。

心のケアや学習指導等のきめ細かな教育支援など、魅力ある教育環境づくりが必要であるため、第2期復興・創生期間以降も教職員の加配を継続すること。

(4) 教育相談体制の充実

避難生活の長期化等により不登校の児童生徒が増加するなど、生徒指導上の問題が多様化・深刻化していることから、第2期復興・創生期間以降も「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を継続するとともに、教員のカウンセリング技能の向上を図る取組や心のサポートに資する学習支援に対する予算を引き続き確保すること。

(5) 特別な支援が必要な児童生徒への支援の継続

復興途上の当県では、特に心のケアや学習支援が求められていることから、現在、地方財政措置されている特別支援教育支援員の十分な配置ができるよう、予算の確保・拡充を図ること。

11 避難地域等の復興に向けたインフラ整備に対する支援 【内閣府、復興庁、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 避難地域等の復興に向けた道路整備のための予算確保

住民帰還の加速や産業再生を支えるための「ふくしま復興再生道路」等について、避難地域等の復興はいまだ途上であり、今後も継続して中長期的な対応が必要となることから、復興事業が完了するまで必要な予算の確保を行うこと。

(2) 常磐自動車道（仮称）小高スマート I C の整備促進

緊急時における住民・作業員等の避難経路確保、長期間に及ぶことが想定される福島第一原子力発電所事故の収束及び廃炉作業の進展、住民帰還に向けたインフラ復旧等の復興事業の加速化など、原子力災害に起因する諸課題を解決するとともに、避難地域の復興と帰還に向けた環境の整備を加速させる必要があることから、南相馬市小高区のスマート I C について早期整備が図られるよう十分な財源措置を含め、県・市に対し支援すること。

(3) 常磐自動車道を始めとする浜通り軸の強化

東日本大震災からの復興の加速と住民帰還の促進を図るとともに、今後の大規模災害等に備えるため、常磐自動車道の「広野 I C～山元 I C 間」のうち、4車線化として事業化された区間「広野 I C～ならば S I C 間」、「浪江 I C～南相馬 I C 間の一部区間」及び「相馬 I C～新地 I C 間」の早期完成や、残る区間について早期事業化を図ること。

また、安全で信頼性の高い災害に強い幹線道路ネットワークの確保や浜通りの復興支援・地域振興のため、国道 6 号の交通量の増加等に対応する 4 車線化などの機能強化を図るとともに、国道 6 号勿来バイパスの早期整備及び常磐バイパスにおける渋滞箇所の解消を図ること。

(4) 第 2 期復興・創生期間以降のインフラ整備の予算確保

避難指示解除に伴う帰還や復興まちづくり等に向けて、特定復興再生拠点区域間等のアクセス強化や生活に必要な道路、人家等を守るための砂防施設及び治水安全度を向上させ洪水氾濫を未然に防ぐ河川が不可欠である。

については、避難地域の復興を成し遂げるため、第 2 期復興・創生期間以降におけるインフラの整備・修繕に必要な社会資本整備総合交付金（復興）の予算を確保すること。

12 県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援

【復興庁、国土交通省】

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂を始め、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信するため、国営追悼・祈念施設と一体的に整備する復興祈念公園について、令和7年度の供用に向けて全面的な財政支援を講じること。

Ⅲ 福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出

13 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省】

福島イノベーション・コースト構想は、失われた浜通り地域等の産業基盤の再構築を目指すものとして、福島復興再生特別措置法において国家プロジェクトとして法定化され、福島復興再生計画にも位置付けられている。

原子力災害からの福島の復興・再生は、国の社会的責任を踏まえて進められるべきものであることに鑑み、国と共に策定した産業発展のビジョンである「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を踏まえて認定された福島復興再生計画に基づく各取組について中長期的に対応していく必要があることから、構想実現のために必要な体制や財源などについて、国が責任を持って十分に確保しながら、国全体での一層の連携強化の下、県と密接に連携し、産業集積や人材育成、交流人口拡大などの事業により一層取り組み、構想の具体化を推進すること。

加えて、「福島イノベーション・コースト構想推進分科会（復興庁、経済産業省、福島県が共同議長）」において、これまでの取組をフォローアップするとともに、青写真のバージョンアップなど本構想の更なる発展に向けた議論を行い、本構想の一層の推進を図ること。

(1) 研究開発等の推進・産業集積の促進

① 廃炉・放射線分野の研究開発等の推進

廃炉・放射線分野においては、櫛葉遠隔技術開発センターや廃炉環境国際共同研究センター国際共同研究棟、大熊分析・研究センターなどを活用し、安全で着実な廃炉の実現に向けた研究開発や人材育成を推進すること。

② 廃炉関連産業の育成・集積

本構想の実現に向け、廃炉関連分野における地元企業の更なる参入を確実に進めるため、国や国の関連団体が主体的に取組を推進するとともに、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構、公益社団法人福島相双復興推進機構及び東京電力の三者からなる福島廃炉関連産業マッチングサポート事務局の運営や、マッチング会・現地見学会の開催、地元企業の技術力向上、参画意欲を示す企業間の連携強化、資格取得への支援等を行うために必要な予算を確保すること。

③ 福島ロボットテストフィールド（R T F）の運営等

ア R T F の運営支援

R T F の安定的な運営を図るため、運営費の支援を行い、世界の最先端の研究開発、実証の拠点となるよう、人的支援や必要となる高度人材の確保に取り組むこと。

イ 拠点の機能強化

R T F の優位性を発揮するため、利用者のニーズや関連業界の動向を踏まえ、必要な設備の追加・更新・強化を行うとともに、より広域での気象観測や動態管理に向けたシステム構築を検討すること。

ウ R T F の利用促進と産業集積

ロボット認証制度及びオペレータ検定制度に必要な試験方法並びに無人航空機の安全運航管理技術の研究開発、官公庁や自治体におけるロボットの利用促進を進めるとともに、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（N E D O）による空飛ぶクルマなどの次世代モビリティに関連する研究開発事業の実施に当たり、R T F を最大限活用すること。

また、国内外の民間資金・企業を呼び込むとともに、拠点の利用が安定的に確保されるよう、産学官関係者の入居や利用の促進を図ること。特に、2025年のワールドロボットサミットが地域と一体となって盛り上がり、R T F の利活用促進とロボット関連産業の集積につながるようしっかり取り組むとともに、i - C o n s t r u c t i o n やロボットを活用したインフラの維持管理を推進するため、国においても、研修会や講習会等について、R T F を積極的かつ継続的に利用すること。

さらに、R T F を活用した消防・防災訓練の利用を促すため、必要な事業を実施できるよう施設の整備や訓練の実施に係る十分な予算を確保すること。

加えて、R T F の防災訓練での利用促進について、当県では実際に消防機関等の訓練にR T F を利用しており、施設の利活用の周知に協力するとともに、R T F を有効活用し、災害対応におけるドローンその他消防ロボットの活用の促進に取り組むこと。

エ R T Fを活用した制度整備と社会実装支援

各種ロボットに関する認証制度等の構築を進めるとともに、構築に当たって必要な試験等をR T Fで行うこと。

特に、R T Fは、ドローンのナショナルセンター化を目指し、技術基準や運用ガイドライン等の作成を進めているところであり、これらの検討への参加、業界への活用の働き掛け、制度への位置付けを検討すること。

また、全国からの利用者の試験環境を向上させるため、R T Fに試験空域を設定するなどの研究開発者向け制度整備を行うこと。

さらに、空飛ぶクルマについて、空の移動革命に向けたロードマップに基づきR T Fを試験飛行拠点として充実させるため、関連する試験設備を新たに整備するとともに、ドローン・ロボット、空飛ぶクルマの研究開発、制度整備、社会実装のためにR T Fの利用を促すこと。

特に、2025年大阪・関西万博において計画されている空飛ぶクルマの飛行は、被災地から生まれる最新技術を発信する好機であることから、飛行試験等での積極的な活用を推進すること。

④ エネルギー・環境・リサイクル関連産業の集積

浜通り地域を中心に、エネルギー・環境・リサイクルを核とした産業の集積を進め、カーボンニュートラルの実現に向けた動きを加速し、経済と環境の好循環を東日本大震災からの復興につなげていくため、県内企業によるネットワーク構築から新規参入、研究開発、事業化及び販路拡大までの一体的な支援に必要な予算を確保すること。

⑤ 農林水産分野における技術開発の推進と技術の普及・導入の促進

避難地域等の農林水産業の本格的な再開を進めていくため、本構想に基づいた技術の開発、実証の継続及び社会実装のために必要な予算を十分に確保すること。

⑥ 医療関連分野の支援

浜通り地域等への医療関連産業の集積のため、新規参入の促進や研究開発支援、事業化支援、販路開拓支援など必要な事業を実施できる十分な予算を確保すること。

また、浜通り地域等の企業等が開発・製品化した医療・福祉機器等の同地域の医療機関や高齢者福祉施設等における利用を促進し、企業の販路開拓を支援する取組に対し、必要な支援を行うこと。

⑦ 航空宇宙分野の支援

浜通り地域等での更なる航空宇宙産業の育成・集積のため、航空機の技術革新や社会実装が進む次世代航空モビリティなど、新たな航空宇宙関連産業の動きに対応しつつ、引き続き、普及・啓発、認証取得、人材育成、取引拡大、マッチング支援、クラスター体制や新たな企業間連携の構築等、浜通り地域等に立地する企業の技術力の向上や競争力の強化に必要な支援を講じること。

⑧ 地域復興実用化開発等促進事業等の拡充

廃炉やロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙など本構想の重点分野において、地元企業等と県内企業等との連携を促進し、新規案件の発掘を行いながら持続的に新技術の実用化・事業化を進めるため、地域復興実用化開発等促進事業や重点分野等事業化促進事業について、令和7年度の新規募集分を含め、十分な予算を確保すること。

(2) 企業誘致等を通じた産業集積の加速化

東日本大震災及び原子力災害により甚大な被害を受けた浜通り地域等の復興・再生を実現するためには、企業誘致を通じた産業集積を加速化し、自立的・持続的な産業発展につなげていく必要がある。

このため、企業立地補助金の継続を始め、実用化開発や企業誘致を大胆に加速するための支援、地元企業等と地域外企業とのマッチングや、進出企業の定着支援、実用化開発プロジェクト等の事業化促進、中小企業者への知的財産の活用に関する支援など、必要な予算を十分に確保すること。

(3) イノベーション創出促進のための環境整備

「起業・創業」する企業・個人等を強力に呼び込み、浜通り地域等をあらゆるチャレンジが可能な地域とするため、試作品開発や市場調査等を行うための助成金を始め、専門家によるビジネスプラン策定や経営アドバイス等の支援、産学官金等の関係者からなる連携体制の構築と事業化への支援など、プロジェクトの掘り起こしから事業化に至るまでの総合的な支援をするための十分な予算を確保すること。

(4) スタートアップの創出

福島県浜通り地域等をスタートアップ創出の先進地とするため、革新的な技術で地域課題の解決と地域経済を牽引するスタートアップの社会実装に至るまでの成長フェーズに応じた施策を推進するとともに、実証フィールドの整備、「スタートアップ育成5か年計画」による取組の具現化など、同地域にスタートアップや支援者等と呼び込む施策の充実を図ること。

(5) 構想を支える教育・人材育成

本構想を牽引するトップリーダーや、農林水産業、工業、商業の各専門人材を育成する、より効果的な教育プログラムの開発を推進するため、学校が企業、研究機関・地域と連携を図るためのコーディネートや各校のプログラムの進捗支援のほか、学校間連携及び成果発表の場などを設定する予算や浜通りのみならず県内一円での構想の担い手となる人材の育成に向けた予算を第2期復興・創生期間以降も確保すること。

また、構想を支える人材育成には、義務教育段階からの取組も重要であることから、理数教育、放射線教育、プログラミング教育及びふるさとへの理解を深める教育等を推進するための予算を第2期復興・創生期間以降も確保すること。

さらに、F-R-E-Iが地域に定着し長期的に発展するためには、地域人材の育成を推進する必要がある。地元の小中学校・高校等を始めとする教育機関や構想を支える教育・人材育成を実施している福島イノベーション・コースト構想推進機構と連携して連続的な人材育成に取り組むとともに、中期計画に基づく地域との対話による人材育成ニーズの把握等を通じて、地域における外国語教育や探求的な学びの充実など、研究開発のみにとどまらない地域の人材育成の推進に取り組むよう支援すること。

加えて、全国の大学等の「復興知」を活用した浜通り地域等における教育研究活動については、原子力災害に伴う条件不利の現状が継続し、依然として人材育成・確保等の課題がある中で、参加した学生が本活動後に当該地域等で就職するなど、復興を担う人材育成に直接寄与しているほか、本活動を契機として、大学キャンパス設置が計画されるなど、人材育成基盤の構築に大きく貢献している。また今後、本活動を通じて引き続き多くの大学等の参画を促すことで、将来的に、福島や世界の課題解決を担うF-R-E-Iへの人材輩出も期待できる。さらに、本活動は交流人口の拡大や地域経済への波及効果も有していることから、第2期復興・創生期間以降も、復興の進捗に応じた特色ある教育研究プログラムを継続することが必要であり、各大学等の活動を支援するとともに、地元の市町村や企業等との連携、ワークショップの開催等に必要となる予算を十分に確保すること。

(6) 浜通り地域等への交流人口・消費の拡大及び生活環境の整備促進

本構想に掲げる各拠点の活用や産業集積が一層進められていくためには、交流人口拡大や移住・定住促進の取組はもちろんのこと、拠点従事者や国内外からの来訪者等に対する生活環境の整備、地域公共交通の確保が必要である。

そのため、デジタル技術の活用も視野に入れた地域が連携したプロモーションや来訪者向けの電子決済ポイント還元事業の展開、誘客コンテンツ開発・広域マーケティング支援、福島空港等を活用した国内外からの人の呼び込み、当県復興のシンボルであるJヴィレッジの利活用など、浜通り地域等への交流人口の流れを促進させ、消費拡大につなげるための取組、本構想に掲げる拠点施設へのアクセス道路等の必要なインフラ整備、拠点間を結ぶ公共交通の確保に向けた取組等に対する継続的な支援を行うとともに、自治体等の意見を踏まえながら、当県及び経済産業省でとりまとめた交流人口拡大に向けた取組を推進するアクションプランの着実な実行に向け、広域連携による取組の推進やデジタルプロモーションによる一元的な情報発信、データ活用基盤の構築など、各アクションに必要な予算の確保に取り組むこと。

また、新たな技術やビジネス創出に向けたチャレンジを行う企業・研究機関等を積極的に呼び込むため、研究者を始めとする従業員の移住・定住促進に係る予算を確保すること。

あわせて、交流・関係人口拡大のため、イノベ地域へ来訪者を呼び込む取組や国内外への情報発信の強化、情報発信拠点（東日本大震災・原子力災害伝承館）を核とした交流人口拡大推進等の取組に対し、引き続き必要な予算を確保するなど支援すること。

(7) 東日本大震災・原子力災害伝承館への継続的な支援

東日本大震災・原子力災害伝承館は、福島県が経験した原子力災害に関する記録と教訓を、国や世代を超えて継承・共有していく唯一無二の施設であるとともに、県内各地の伝承施設や現在整備が進められている復興祈念公園等とも連携しながら、避難地域等における交流や情報発信拠点としての役割を担う施設でもあることから、その役割を永続的に担えるよう、資料収集・保存、調査・研究、展示・プレゼンテーション、研修の各事業や伝承館を核とした交流促進の取組等に加えて、人材確保に必要な予算を継続的に確保すること。

また、必要な資料の収集について、省庁を挙げて協力するとともに、研究及び研修が充実するよう、予算面はもとより、コンテンツの提供や人材の提供・紹介などについて、関係省庁が継続的に支援すること。

さらに、官公庁や自治体、関係機関への働き掛けや視察・研修など伝承館の利用促進について、省庁を挙げた取組を継続して講じること。

(8) 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への支援

福島イノベーション・コースト構想推進機構は、プロジェクトの創出促進や産業集積、人材育成、交流人口拡大に資する取組に加えて、拠点施設の管理・運営など、本構想に関連する取組を一貫して推進する大きな役割・機能を担っている。

東日本大震災及び原子力災害により産業基盤が失われた浜通り地域等の復興及び再生を着実に進めていくため、本機構への国職員の派遣による体制強化や、F-R-E-Iとの連携強化など構想の推進に必要な予算の確保を始め、十分な支援を行うこと。

福島イノベーション・コースト



廃炉関連施設(JAEA) ⑥大熊分析・研究センター (大熊町) (2018年3月一部運用開始)
⑦廃炉環境国際共同研究センター国際共同研究棟 (富岡町) (2017年4月本格運用開始)
⑧楢葉遠隔技術開発センター (楢葉町) (2016年4月本格運用開始)



14 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進

【内閣官房、内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、
国土交通省、環境省】

F－R E Iは、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」として、福島イノベーション・コースト構想を更に発展させる役割を果たし、浜通り地域等を始め県全体の一体的、総合的な復興に資する拠点としての機能の発揮にとどまらず、イノベーションの力により日本の産業競争力を強化する世界に誇る研究成果を福島の地から生み出し、その成果の還元等を通じて、産業集積・人材育成を図りながら、地元に着し、親しまれる存在となることが重要である。

具体的には、F－R E Iにおいて、福島の優位性を発揮できる5分野における研究開発の推進や国内外の優れた研究者等の集積につながる魅力的な研究開発環境の整備、県内外の企業が積極的かつ柔軟に参画できる産学連携体制の構築、研究開発成果の活用促進など、世界に誇る最先端の研究開発等の推進を早急に進める必要がある。あわせて、地域の声を踏まえた原子力発電所事故後の福島が抱える中長期的な課題の解決に向けた取組、本施設稼働前からの県内での活動や県内の実証フィールド、施設、設備等の最大限の活用、福島イノベーション・コースト構想の先行的取組との緊密な連携、地元大学や高専を始め県内外の教育機関等との連携、地域との対話を通じた人材育成ニーズの把握、地域の人材育成の推進、県内の様々な主体とのパートナーシップの構築、F－R E Iの設置効果の広域的な波及、地域の復興・再生に裨益する取組など、地域に根差した取組についても、しっかりと進めていく必要がある。

F－R E Iが地域と共に世界に誇る研究開発成果を実現し、福島の復興・再生に資するため、特に以下のことについて取り組むこと。

(1) 省庁の縦割りを排した総合的かつ安定的な支援等

F－R E Iがその機能を最大限に発揮できるよう、政府を挙げて中長期的な枠組みで必要な予算を、既存の復興事業に支障のないよう別枠で確保するとともに、毎事業年度終了後、適切にF－R E Iの取組の評価を行うなど、復興庁の総合調整機能の下、省庁の縦割りを排し、関係省庁が連携して、F－R E Iが長期・安定的に運営できるよう、総合的かつ安定的な支援を行うこと。

(2) F-R E I の施設の円滑かつ確実な整備等

F-R E I の施設については、施設基本計画を踏まえ、地元と連携した円滑かつ確実な整備を行い、可能な限りの前倒しに努めること。

また、実証・実装フィールドの整備に取り組むとともに、その際には最先端技術の活用や規制緩和等を進めること。

さらに、国際研究産業都市の形成に向け、F-R E I の研究者等が安心して生活できる生活環境等の充実に国が責任を持って取り組むとともに、F-R E I や県、市町村、その他事業者がそれぞれ行う生活環境等の充実に必要な予算を十分に確保し、その取組を全面的に支援すること。

15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援

【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

当県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」及び国・県・関係企業等が連携して策定された「福島新エネ社会構想」を実現するため、県内全域における再生可能エネルギーの更なる導入拡大等に向けて、関係省庁が継続的に支援策を講じるとともに、特に以下について強力に支援すること。

(1) 再生可能エネルギーの導入拡大に係る支援

再生可能エネルギー主力電源化に向けて、地域の需要家を供給先とする再生可能エネルギー発電設備の新增設や自家消費型発電設備の導入への支援など、再生可能エネルギーの導入拡大と地産地消に向けた予算を継続的に確保すること。

あわせて、次世代の国産技術として期待されるペロブスカイト太陽電池の導入拡大に向け、当県での公共施設等での先行的な活用や、社会実装に向けた取組を全面的に支援すること。

また、阿武隈地域等における風力発電等の最大限の導入のために必要な予算を継続的に確保すること。

さらに、再生可能エネルギーの導入拡大に当たって、出力制御が増加傾向にあるなどの課題が生じていることから、地域間連系線等の系統整備や家庭用・業務産業用・系統用蓄電システムの導入などの出力制御対策パッケージを着実に進めること。

加えて、再生可能エネルギーの導入を進める上では、法令を遵守し、地元の理解や地域との共生を図ることが重要であることから、今般の再エネ特措法等の改正による「地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化」について、周知徹底と適切な運用を図るとともに、今後も社会情勢の変化等に合わせ、必要な対策を講じること。

(2) 再生可能エネルギー関連産業の育成・集積に係る支援及び産総研福島再生可能エネルギー研究所との連携

再生可能エネルギー関連産業の育成・集積に向けた、県内企業のネットワーク構築から、新規参入、人材育成・研究開発、事業化、販路拡大、海外展開を含む一体的・総合的な支援や、産総研福島再生可能エネルギー研究所が県内企業の技術高度化を進めるために行う被災地企業や被災地企業を核としたコンソーシアム等に対する技術開発支援、事業化に向けたプロジェクト支援、さらに同研究所の研究開発機能強化などに対して、引き続き必要な予算を確保すること。

16 水素先進県の実現に向けた支援

【復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

東日本大震災及び原発事故後、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021」において、2040年頃を目途に県内エネルギー需要の100%以上に相当するエネルギーを再生可能エネルギーから生み出すことを目指し、福島新エネ社会構想等においても水素の実証や導入等の推進を明確に位置付けていることから、当県が水素先進県となることを実現するため、以下の取組を支援すること。

(1) 水素の製造量拡大に向けた支援（水素を「つくる」）

① 県内全域における水素製造装置の導入推進

当県は、再エネ由来水素を中心に今後水素需要の飛躍的な増加が見込まれることから、県内全域において十分な水素供給量を確保していくため、需要や地域特性に応じた水素製造装置導入補助等に必要な支援を行うこと。

② 福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）の持続可能な運営

世界有数の水素製造能力を有するFH2Rを活用した世界最大の水素イノベーション拠点の創出のため、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が開発を進めている高効率で低コスト、かつ再エネを最大限活用する水素製造システムに必要な予算を確保するとともに、NEDOでの実証終了後も、FH2Rが浪江町のまちづくり等におけるエネルギー供給の中核的な役割を担えるよう支援を行うこと。

(2) 効率的・安定的な水素供給・貯蔵に向けた支援

（水素を「はこぶ」「ためる」）

RE100産業団地やカーボンニュートラルポート等において検討されている水素パイプラインの導入及び維持管理に必要な支援を行うこと。

また、水素配送車両等の導入や水素の運搬に必要な経費への支援を行うこと。

(3) 水素利活用の飛躍的な拡大に向けた支援（水素を「つかう」）

企業・工場等における熱利用工程の脱炭素化に向けて、水素ボイラーの導入等に必要な予算を確保すること。

また、当県が2030年までに目指す県内での水素ステーションの20基整備や、FCモビリティ導入をより一層加速させるため、国の水素ステーション整備における重点地域について、大きな需要が見込まれる福島での支援方針を示し、水素ステーションの運営費等の補助制度の拡充や、運営コスト削減のための技術開発・規制緩和を進めるとともに、化石燃料と水素燃料代との価格差に着目した支援を行うこと。

さらに、水素の普及啓発や需要拡大を図るため、鉄道事業者の意向等を踏まえ、県内の非電化路線で燃料電池により走行する列車の導入に向けた必要な予算を確保するとともに、燃料電池の導入や水素利活用のモデル構築に関する取組を支援すること。

加えて、福島新エネ社会構想に基づき、RTFにおける燃料電池ドローンの開発・実証環境の強化に必要な支援を行うこと。

あわせて、県内の高速道路サービスエリア等におけるカーボンニュートラルに向けた水素利活用を促進すること。

(4) 県内大学等と連携した水素関連人材の育成・研究活動に向けた支援

地域が持続可能な形で水素社会実現に向けた取組を進めていくに当たっては、水素関連の研究や人材育成が継続して行われていく必要があることから、産総研福島再生可能エネルギー研究所やF-REI等の研究機関や県外大学との連携を通じた、県内大学等における高度な研究活動や人材育成に必要な支援を行うこと。

(5) 水素関連産業の育成及び集積

避難地域12市町村等において、東日本大震災及び原発事故により失われた産業・雇用を創出するため、当県と連携して水素関連産業を誘致するとともに、県内企業が水素関連産業へ参入できるよう、水素関連機器の設計、施工、メンテナンス等に関する研修体制を県内に整備するなど、新規参入の促進のために必要な支援を行うこと。

(6) 福島発の取組、技術、モデルの国内外への発信

当県における水素社会実現に向けた取組について、引き続き情報発信するとともに、当県の水素技術等を国内外へ発信するため、水素に関する国際会議等を定期的に県内において開催すること。

17 医療関連産業の集積・振興の支援

【復興庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

当県は、医療関連産業の育成・集積を進め、産業の再生と雇用の確保に取り組んでおり、今後は、福島イノベーション・コースト構想の重点分野として支援拠点を活用した産業復興も強力に進める必要があることから、その動きを加速させるため以下の支援を行うこと。

(1) ふくしま医療機器開発支援センターに対する支援

ふくしま医療機器開発支援センターは、当県企業の医療関連産業集積の拠点であるとともに、電気・物性等安全性試験と生物学的試験がワンストップで実施できる国内唯一の施設であり、国が推し進める医療関連産業の振興に資するものであることから、センターの安定的な運営のため、第2期復興・創生期間以降の必要な予算を確保し、継続的に支援すること。

また、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が策定する各種プロジェクトにおいて、国が進める高度で先進的な医療技術・医療機器の研究・開発における安全性評価試験やコンサルティングにふくしま医療機器開発支援センターを活用すること。

(2) 医療-産業トランスレーショナルリサーチセンターに対する支援

福島県立医科大学医療-産業トランスレーショナルリサーチセンターは、経済産業省バイオ関連国家プロジェクトの集大成と位置付けられており、センターの事業成果等を発展的に活用していくことにより、感染症やアレルギー等に対する抗体医薬品・診断薬の研究開発に貢献するとともに、ベンチャー企業等の設立が促進されるなど、浜通り地域を始めとする当県の関連産業の集積と雇用創出が図られることから、センターが先進的な事業を展開するための第2期復興・創生期間以降の必要な予算を確保し、継続的に支援すること。

18 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援 【経済産業省、国土交通省】

当県では、航空機用エンジンを製造する中核企業や航空宇宙産業の国際認証規格の取得企業が多く立地するなど関連企業の集積が進んでおり、次世代を担う産業として航空宇宙産業を新たな柱に位置付けている。

これまで、関連産業への参入に向けて、普及啓発や認証取得支援、公設試験研究施設（県ハイテクプラザ）の機能強化等を行ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた航空機産業は回復の途上にあることから、当県産業の復興・再生が遅滞しないよう、取組の継続・更なる深化のために必要な支援を行うこと。

また、航空機の技術革新や社会実装が進む次世代航空モビリティ、産業の拡大が本格化している宇宙分野など、航空宇宙関連産業を取り巻く環境は大きな変化の時を迎えており、こうした動きを的確に把握し、将来を見据えた新たな取組を行うことが重要である。

については、新たな航空宇宙関連産業の動きに対応し、県内関連企業の競争力強化を図るため、技術力向上、サプライチェーン及び販路の拡大や高度人材・中核企業の育成等に加え、「空の移動革命に向けたロードマップ」に試験飛行の拠点として位置付けられたRTFを活用し、空飛ぶクルマなどの実証や関連企業の誘致、県内企業とのマッチング支援、新たな企業間連携の構築を進めるなど、将来に向けた航空宇宙関連産業の育成・集積への取組に対して、引き続き必要な支援を行うこと。

IV 原子力発電所事故への対応

19 原子力発電所の安全確保等

【内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、
原子力規制委員会、原子力規制庁】

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が、県民や国民の理解の下、中長期ロードマップ等に基づき、安全かつ着実に進められることは当県復興の大前提である。

一方で、増設ALPS配管洗浄作業における身体汚染、放射性物質を含む水の漏えいに加え、屋外舗装の掘削工事中に電源ケーブルを損傷させ、重要施設を一時停電させるなどの県民に不安を与えるトラブルが繰り返し発生している。

2号機における燃料デブリの試験的取り出しの着手が再度延期される中、今後の燃料デブリの取り出しなど、前例のない困難な取組を事業者だけでは成し遂げることはできないことから、安全かつ着実な廃炉の実現に向けて、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて以下の措置を講じること。

また、原子力政策については、二度と当県のように過酷な事故を起こしてはならないということを経験の原点として、東京電力福島第一原子力発電所事故の現状と教訓を踏まえるとともに、住民の安全・安心を最優先とし、国の責任において検討すること。

(1) 廃炉に向けた取組

① 中長期ロードマップの目標達成や進捗管理

今後、使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業が行われるため、現場におけるリスク管理を徹底し、周辺環境に影響を与えることのないよう東京電力を指導・監督するとともに、安全かつ着実な廃炉の実現に向け、引き続き、中長期ロードマップの目標達成や進捗管理にしっかりと取り組むこと。

特に、2号機における燃料デブリの試験的取り出しについては、まず、テレスコピック式試験的取り出し装置による着手を安全かつ確実に実施するとともに、ロボットアームの開発を着実に進めた上で格納容器の内部調査等を進め、あわせて、進捗状況を丁寧に情報発信するよう、東京電力を指導・監督すること。

② 施設・設備の安全対策等

頻発する自然災害に備えるため、施設・設備等について、地震・津波等の自然災害対策に取り組むとともに、経年劣化や外的要因による設備の損傷状態を適切に評価し必要な対策を講じるよう、東京電力を指導・監督すること。

あわせて、これまでも設備の老朽化や管理に伴うトラブルが相次いで発生していることから、トラブルの未然防止の観点の下、主要設備を含む発電所全体の施設・設備の信頼性向上に向け、作業を自動化できるシステムの構築など、必要な対策を講じるよう東京電力を指導・監督すること。

また、現在保管されている廃棄物について、放射性物質が飛散・流出することのないよう、管理の徹底や屋外一時保管の解消に向けた取組を計画的に進めるよう東京電力を指導・監督すること。

③ 廃炉作業を担う作業員の安全な労働環境の整備等

今後は使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどが行われることから、更なる被ばく対策を講じる必要がある。

特に、作業員が放射性物質により身体を汚染する事案が繰り返し発生していることから、現場管理体制の充実強化や遠隔で監視できる設備の導入など設備面での被ばく低減対策に取り組むよう、東京電力を強く指導・監督するとともに、国も一体となって取り組むこと。

また、作業員が安定・安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理する人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善、労働災害の防止対策等、労働環境の整備全般について東京電力を指導・監督するとともに、国も一体となって取り組むこと。

さらに、廃炉に向けて、燃料デブリの取り出しや管理など高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む技術者の計画的な育成・確保に取り組むこと。

④ 県民に不安を与える不祥事・トラブルの防止

廃炉と汚染水・処理水対策は、長期にわたる取組であり、県民や国民の理解が極めて重要である。県民等に不安を与える不祥事やトラブルが繰り返されることはあってはならないことから、トラブル等の未然防止の観点に立った再発防止対策の徹底や安全管理体制の構築など、県民目線に立った取組や管理が徹底されるよう、東京電力を強く指導・監督すること。

- ⑤ 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物の県外処分
中長期ロードマップに処理・処分方法が明記されていない
使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、ま
ず、原子炉内部の正確な状況把握、燃料デブリの取り出し方
法、一時保管、県外処分の在り方などのプロセスを具体的に
精査し、より精緻なロードマップを作り上げることが重要で
あることから、これらのプロセスを着実に前に進めること。
その上で、原子力政策を推進してきた国の責任において、
燃料デブリの保管方法や県外における放射性廃棄物の処分
方法の議論を進め、県外において適切に処分すること。
また、これらの取組の進捗状況や今後の見通し等につい
て、県民目線に立った分かりやすい情報発信を行うこと。
- ⑥ 正確で分かりやすい情報発信
情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向
けた取組の進捗状況や今後の取組、自然災害に対する安全対
策や重大トラブルが発生した場合の対応等について、県民目
線に立った正確で分かりやすい情報を発信し、県民の不安解
消や国内外における風評払拭に取り組むよう、東京電力を指
導・監督するとともに、国自らも積極的に取り組むこと。
特に、大規模地震などの自然災害においては、緊急事態に
該当しない場合であっても、県民の安全・安心の確保に向け、
国においても発生事象の評価を的確に行い、迅速かつ分かり
やすい情報発信を行うこと。
- ⑦ 福島第二原子力発電所の廃炉
福島第二原子力発電所について、原子力政策を推進してき
た国の責任において、安全かつ着実に廃炉作業が進められる
よう、東京電力を指導・監督するとともに、使用済燃料の処
分方法の具体的な議論を進め、県外において適切に処分する
こと。
また、廃止措置中に県が監視業務を行うために必要な予算
を十分に確保すること。

(2) 原子力防災体制の強化

前例のない廃炉作業が完了するまでの間、住民の安全を最優先に捉え、国が積極的に関与し、原子力防災体制の強化対策を支援すること。

特に、新たな原子力災害時の広域避難が円滑に行われるよう、国がバス・福祉車両、運転手等の避難手段の確保、燃料及び食料等物資調達、さらには避難退域時検査に必要な支援をするほか、広域避難に対する全面的な支援体制を構築し、県域を越えた広域避難においては、国主導の下、関係機関と調整を行うこと。

また、自然災害と原子力災害の複合災害時に、道路の寸断による孤立集落の発生や家屋倒壊により屋内退避が困難となる状況を想定し、指定避難所等において、屋内退避を継続できるよう、必要となる物資の備蓄や設備の設置等に要する費用に係る十分な財政支援を含め、環境整備について支援を強化すること。

(3) 環境放射線モニタリングの充実

廃炉に向けた作業が行われている中、県民生活の安全・安心のために、モニタリングの継続は必要不可欠である。

また、避難指示が解除され、住民の帰還が進みつつあるが、放射線への不安払拭のため、国において以下の措置を講じること。

① 原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金の確保

県及び12市町村では、原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金を活用し、総合モニタリング計画によるモニタリングを含めた、県民のニーズに応じたきめ細かな測定と公表により、県民生活の安心の確保につなげている現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間は当該事業が継続できるよう、必要な予算を確保すること。

② 国が実施するモニタリングの継続及び充実

国は、県内全域でのモニタリングを継続するとともに、避難指示区域及び避難解除区域においては、帰還困難区域も含め、市町村や住民の意向を踏まえ、放射線量の低減状況や廃炉作業に伴う影響など、住民の不安払拭に向けたモニタリングを充実させること。

- ③ リアルタイム線量測定システムの運用
リアルタイム線量測定システムの今後の運用については、引き続き、市町村や住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら丁寧に進めること。
- ④ 放射線監視等交付金の確保
県では放射線監視等交付金を活用して、原子力発電所周辺における放射性物質の影響を監視し、県民の安全・安心を確保している現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間、十分な監視体制を維持できるよう、必要な予算を確保すること。
- ⑤ ALPS処理水に係る環境モニタリングの確実な実施等
ALPS処理水の海洋放出に伴う環境モニタリングに当たっては、引き続き、第三者機関による比較測定や地元関係者の立ち会いなどを通じて、信頼性、客観性、透明性を確保しながら確実に実施するとともに、モニタリング結果については、人や環境への影響について科学的な評価を加え、国内外へ分かりやすく発信すること。
また、県が独自に実施するモニタリングに対して必要な予算を確保すること。

20 ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応

【内閣官房、内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省、原子力規制委員会、原子力規制庁】

ALPS 処理水の海洋放出については、福島県だけではなく、日本全体の問題であることから、国が前面に立って、関係省庁がしっかりと連携し、行動計画に基づき政府一丸となつて、以下の措置も含め、万全な対策を徹底的に講じ、最後まで全責任を全うすること。

(1) 安全確保の徹底

ALPS 処理水の海洋放出は長期間にわたる取組であり、今後も想定外の事態があつてはならないことから、希釈放出設備の安全性の向上やトラブルの未然防止に取り組むことに加え、浄化処理について、その過程の透明性を確保した上で、確実に実施するとともに、地元関係者等の立ち会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じること。

また、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止するとともに、県民目線に立った正確で分かりやすい情報発信を行うこと。

(2) 国内外への正確な情報発信

トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果に加え、ALPS 処理水に含まれる放射性物質の濃度や希釈放出設備の運転状況などについて、正確で分かりやすい情報発信を継続的に行うとともに、IAEA等の国際機関と連携し、第三者による監視と透明性の確保に取り組み、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信するなど、国内外の理解醸成に向け、不断の取組を行うこと。

また、海洋放出により空になったタンクの解体手順や作業管理、中長期的なタンクの解体や敷地の利用計画を明らかにし、分かりやすい情報発信を行うよう東京電力を指導すること。

(3) 万全な風評対策

県内には新たな風評への懸念や生業継続への不安など様々な意見がある上、一部の国における輸入規制の強化などの影響が生じていることから、農林水産業はもとより、観光業を始めとした県内の幅広い業種に対する、万全な風評対策に責任を持って取り組むこと。

特に、水産業については、漁業関係者が安心して生業を継続し、次世代へ確実に繋いでいけるよう必要な対策の強化に取り組むこと。

また、対策の実施状況や効果を確認しながら、支援内容の見直しや必要な追加対策を機動的に講じること。

さらに、そうした対策を講じてもおお、風評被害が発生する場合には、東京電力に対して一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するとともに、国が最後まで責任を持って対応すること。

(4) 汚染水発生量の更なる低減

処理水の元となる汚染水発生量の更なる低減は重要な課題であることから、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより、原子炉建屋貫通部の局所止水の実証試験の効果等を踏まえ、原子炉建屋等への地下水や雨水の抜本的な流入抑制対策に着手に取り組むなど、汚染水発生量の更なる低減に向け、確実に結果を出すよう取組を進めること。

(5) 処理技術の継続的な検討

トリチウムの分離技術について、これまで東京電力が技術を公募しているが、いまだに実用化に結びつくものがないことから、国自らがトリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置付け、新たな技術動向の調査や研究開発に積極的に取り組み、実用化できる処理技術が確認された場合には、速やかにその活用を図るなど柔軟に対応すること。

21 除染等の推進

【内閣府、復興庁、農林水産省、環境省】

帰還困難区域を除き除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入が概ね完了し、特定復興再生拠点区域の避難指示の解除や特定帰還居住区域の除染の開始など、環境回復の取組が進捗してきた中で、除染等に関する以下の課題について、国として責任を持って確実に取り組むこと。

(1) 仮置場の原状回復等の確実な実施

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、除去土壌等の搬出完了後の仮置場における農地の地力回復も含めた原状回復、森林の放射線量低減のための取組等について、安全かつ確実に実施するよう、必要な措置を講じること。

また、仮置場の返地後に支障が生じた場合には、速やかに必要な措置を講じ、適切に対応すること。

(2) 搬出できない現場保管除去土壌等への対応

埋設場所の上に設置した工作物等が支障となり、搬出できない現場保管除去土壌等について、現場の状況に応じて、搬出・輸送及び原状回復の方法を柔軟に検討するなど、搬出を促進させるよう対応すること。

(3) 帰還困難区域の除染等

特定帰還居住区域において、安心して生活できるよう、面的に十分な除染を着実に行うとともに、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域外の残された土地や家屋等の扱いについても、市町村等の意向を十分に汲み取り、速やかに方針を示すこと。

また、避難指示が解除された区域において、きめ細かい空間線量のモニタリングを行うとともに、空間線量が局所的に高い箇所については、フォローアップ除染を実施すること。

さらに、災害復旧及びインフラ整備に伴い発生する高線量の土壌等について、復興の妨げになることのないよう、国が主体的に責任を持って、事業実施前に除染を行うなど、必要な措置を講じること。

22 除去土壌等の県外最終処分に向けた取組の推進

【復興庁、環境省】

除去土壌等の県外最終処分は、中間貯蔵施設受入れという苦渋の決断に際し、その前提として国が約束し、法律に定められた国の責務である。

県外最終処分に向けては相当の期間を要する一方で、約束の2045年3月まで残された期間は限られていることから、以下について国として責任を持って確実に取り組むこと。

(1) 除去土壌等の県外最終処分に向けた取組の加速化

国の「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」においては令和7年度以降の工程が明示されていないことから、空白の期間が生じないよう具体的な方針・工程を速やかに明示し、県民や国民の目に見える形で残された期間における進捗管理をしっかりと行いながら、取組を加速させること。

(2) 国民の理解醸成

国の責務である除去土壌等の県外最終処分に向けて、県民や国民の理解を深める取組を更に推進すること。

(3) 中間貯蔵施設の安全・確実な運営

中間貯蔵施設への全ての除去土壌等の搬入が完了するまで、安全・確実かつ円滑な輸送の実施に万全を期すとともに、現場管理を徹底し、住民に不安が生じることがないように、施設を安全・確実かつ適切に運営すること。

23 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

【復興庁、環境省】

放射性物質に汚染された廃棄物については、特定廃棄物埋立処分施設（旧フクシマエコテッククリーンセンター）において昨年10月末をもって埋立が終了し、クリーンセンターふたばにおいて昨年6月から特定復興再生拠点区域で発生した特定廃棄物の搬入・埋立が開始されたところである。

特定廃棄物等の処理に向けては、安全・確実かつ速やかに取組を進めることが重要であることから、引き続き、以下について確実に取り組むこと。

(1) 特定廃棄物等の埋立処分の円滑な実施

特定廃棄物埋立処分施設及びクリーンセンターふたばにおいて、引き続き、安全・確実な搬入・埋立・管理を行うこと。

また、埋立処分事業の円滑な実施には、地元の理解が何より重要であることから、事業計画や運用状況を分かりやすく伝えるなど、引き続き、国が責任を持って、丁寧に対応すること。

(2) 指定廃棄物の処理

特定廃棄物埋立処分施設の埋立期間終了後に県内で新たな指定廃棄物の確認も想定されることから、処分が滞り環境回復の支障となることのないよう、処理方針を速やかに決定すること。

24 原子力損害賠償の確実な実施

【復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁】

(1) 中間指針第五次追補決定等を踏まえた適切な対応

中間指針第五次追補決定等を踏まえた追加賠償について、賠償請求未了者の掘り起こしを積極的に行うとともに、被災者に寄り添った丁寧かつきめ細かな対応を徹底し、最後の一人まで確実な賠償がなされるよう東京電力への指導を強化すること。

また、中間指針は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、指針で示されなかった項目や地域についても、相当因果関係がある損害と認められるものは、全て賠償の対象となるよう指導すること。

さらに、原子力損害賠償紛争審査会においては、現地視察等を通して当県の現状をしっかりと把握した上で、引き続き、適時適切な中間指針の見直しを行うこと。

(2) ALPS処理水の処分に係る風評被害等への賠償

ALPS処理水の処分について万全な対策を講じてもなお、被害が発生する場合には、東京電力に対して一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するとともに、国が最後まで責任を持って対応すること。

(3) 営業損害や風評被害の賠償の的確な実施

営業損害や風評被害の賠償について、被害者からの相談や請求に真摯かつ丁寧に対応することはもとより、事業者の立場に立った取組を徹底し、事業の再建につながる賠償を的確に行わせること。

また、一括賠償後の取扱いについては、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、被害者の立場に立った賠償を行わせること。

(4) 地方公共団体に係る賠償

地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、請求手続きの簡素化に取り組みながら、迅速かつ確実に賠償を行わせること。

特に、先行して賠償を行った事例について、被害の状況が類似している他の地方公共団体における損害にも適用し、公平な賠償を行わせること。

また、財物に関する損害におけるインフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても、県や市町村等の状況を十分に踏まえ、柔軟に対応させること。

(5) 消滅時効への対応

東京電力に対し、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するとともに、被害者が請求の機会を失うことのないよう原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知など必要な対応を行うこと。

(6) 住民帰還に向けた支援策の実施

いまだ原子力災害からの復興が途上にあることを踏まえ、住宅確保や就労、事業再開等の支援、教育や医療、福祉サービス等の充実など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策を確実に実施すること。

V 風評払拭・風化防止対策の強化

25 風評払拭・風化防止対策の強化

【内閣官房、内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省】

(1) 風評払拭・風化防止に必要な財源の確保

当県の原子力災害からの復興を確実に成し遂げる前提となる風評払拭及び風化防止対策については、これまで継続的に粘り強い努力を積み重ねてきたが、農林水産物をはじめとした県産品の全国平均との価格差は、震災前のポジションに戻らないまま固定化されているほか、震災前と比較して、観光目的の宿泊者数は7割、教育旅行の宿泊者数は6割にも満たず、いまだ根強い風評が残っている。加えて、長期間にわたる廃炉においては、今後、燃料デブリの取り出しなどの困難な作業が行われることから、新たな風評が生じる懸念も払拭できず、継続して長期的な風評・風化対策に取り組んでいかなければならない。このため、農林水産物を始めとした県産品の流通促進と販路回復・定番化、国内外からの観光誘客の促進、ホープツーリズムの定着、教育旅行の回復等に向けた継続的な風評払拭・風化防止の取組が重要であることから、県全域を対象として、国はもとより、県、市町村及び各種団体等の継続的な取組に必要な財源を十分に確保すること。

また、ALPS処理水の処分については、福島県だけでなく、日本全体の問題であるとの認識の下、国においては、購買意欲や訪問意欲の減退、農林漁業者における生産意欲や観光事業者の事業意欲の減退等により、回復傾向にあった農林水産物の価格の下落や担い手の減少を生じさせないための取組、教育旅行を始めとした観光誘客等に影響を与えないための取組など、万全の対策に必要な財源を確保すること。

さらに、当県に対する関心が低下する風化の傾向が年々進んでおり、社会情勢の影響によって加速する懸念があることから、原子力災害に関する教訓等の伝承や、当県の現状及び正確な情報の国内外への更なる発信に必要な財源を確保すること。

加えて、当県は食の安全性・信頼性の確保に向け、農業生産工程管理を行うGAP認証取得や、HACCPと放射性物質管理の情報発信を組み合わせた「ふくしまHACCP」の導入促進など、生産から製造・加工、消費に至る各段階での取組を推進していることから、国においても生産者、食品製造・加工業者及び流通業者、消費者等の理解促進に取り組むなど、県の取組を積極的に支援すること。

(2) 国を挙げた風評払拭・風化防止対策の更なる推進

国の「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」や「ALPS処理水の処分に係る基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に関連して、当県が「福島県風評・風化対策強化戦略」に基づき取り組む、県外に対して当県の地域の魅力を継続的に発信する各種施策等や、地域が主体となって情報発信する取組等について、必要な財源を十分に確保すること。

また、継続的に実施している放射線リスクコミュニケーションの更なる推進を図るとともに、ALPS処理水の処分については、漁業者を始めとする関係者や市町村、県内外のあらゆる声をしっかりと受け止め、正確な理解を促す安全・安心のためのリスクコミュニケーションを強力に推進すること。

さらに、国や関係機関等の広報媒体を始め、国主催の各種会議や2025年大阪・関西万博など、あらゆる機会を最大限に活用し、国内外に正確な情報を分かりやすく繰り返し発信すること。

加えて、福島復興再生特別措置法に基づき、当県産農林水産物等の輸入規制の撤廃等に向けた諸外国への働き掛け等、必要な措置を講じるとともに、外国人観光客の誘致等を更に強化すること。

26 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化 【内閣府、復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

(1) 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化のための財源確保

原子力災害後、当県産農林水産物の市場における地位は低下したまま全国との価格差が回復せず固定化しており、農業産出額も他県と比べて大きく伸び悩んでいる状況にあり、さらに、依然として、一部の国・地域において輸入規制が継続されていることから、いまだ根強い風評を払拭するための取組を今後も継続していかなければならない。加えて、震災以降、他の産地ではブランド化等により産地の競争力を高めてきた中、当県では復旧・復興に全力を注いできたことから、産地の競争力を回復するため、風評対策にも取り組みながら立ち後れているブランド化に取り組む必要がある。

このため、第2期復興・創生期間以降も引き続き放射性物質検査及び生産から流通・消費に至る総合的な対策を継続することはもとより、福島県産農産物等流通実態調査の結果や情勢の変化に応じ、「福島ならでは」のブランドの確立・強化に必要な予算を継続して確保すること。

(2) 国による農林水産物の風評対策の強化

当県産農林水産物の販売不振の実態と要因を明らかにするため、国による流通実態調査を継続するとともに、調査結果に基づいた流通関係者への指導、助言その他の必要な措置を講じること。

27 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援

【復興庁、外務省、国土交通省、観光庁】

(1) A L P S 処理水の処分に係る風評対策

A L P S 処理水の処分について、観光事業者の不安を払拭するため、観光業への風評を把握する調査の更なる充実、当県の正確な情報や観光の魅力などを発信する取組等を継続して実施すること。

(2) 浜通り観光再生への支援

浜通り地域においては、観光客入込数が震災前の水準まで回復していないほか、観光地としてのコンテンツや観光に携わる事業者も十分ではない現状があることから、ホープツーリズムの拡充やブルー・ツーリズムの推進等の誘客促進の取組を通じて、観光基盤を育む必要があるため、引き続き、十分な予算を確保すること。

(3) 風評払拭による観光誘客促進への支援

当県への観光に不安を抱く国内外の方々に対して行う、これまでの風評払拭の取組に加えて、A L P S 処理水による新たな風評への懸念を踏まえた当県が行うコンテンツ造成や観光キャンペーンなどの情報発信、福島ならではの観光誘客の取組等に必要な予算を確保すること。

(4) 教育旅行回復への支援

震災前の水準まで回復していない教育旅行について、モニターツアーや情報発信等の誘致促進の取組に必要な予算を確保すること。

(5) インバウンド回復への支援

震災後、全国の水準に達していないインバウンド需要について、海外での福島に対する風評払拭に向けた取組に必要な予算を確保すること。

(6) 国内外の会議、各種イベント等の誘致・開催への支援

国及び関係団体が開催する国内外の会議や芸術文化、スポーツ等の各種大規模イベントについて、当県の現状を知っていただく絶好の機会となることから、当県で開催できるよう誘致等に努めること。

なお、開催地に負担が生じる場合は、予算を確保すること。

28 福島への復興に向けた未来志向の環境施策の推進

【環境省】

当県の復興・再生に向けては、東日本大震災からの環境回復に最優先で取り組むとともに、当県の優れた自然環境や地域資源を活用した取組、再生可能エネルギー先駆けの地を目指した取組など、未来志向の環境施策を引き続き進める必要がある。

については、令和2年8月に環境省と締結した連携協力協定に基づく取組の充実・強化を一層図るため、以下の措置を講じること。

(1) 「ふくしまグリーン復興構想」等の着実な推進

「ふくしまグリーン復興構想」の実現に向けては、当県の国立・国定公園の魅力向上や更なる情報発信を行うことが重要であることから、県や市町村が行う利活用事業に対して支援を行うとともに、国においても構想実現に向けた取組を推進すること。

また、老朽化した登山道等の施設の再整備に必要な予算を十分に確保すること。

(2) 復興と共に進める地球温暖化対策の推進

浜通り地域を始め当県の復興の加速化に向けて、県内における地球温暖化対策の実効ある取組を推進するため、人的・技術的支援を行うとともに、再生可能エネルギーの導入に資する「脱炭素×復興まちづくり推進事業」に必要な予算を継続的に確保すること。

VI 県民の健康と安全・安心を守る取組

29 避難者支援の充実

【内閣府、復興庁、総務省、厚生労働省、国土交通省】

(1) 避難者の生活再建支援

地震・津波や原子力災害による避難者が、今後の生活の見通しを立てることができるよう、災害救助法に基づく応急仮設住宅（賃貸型応急住宅等を含む）から安定した住宅への円滑な移行支援やコミュニティ形成支援などの取組に対して、被災者支援総合交付金の予算を確保すること。

(2) 応急仮設住宅の供与期間の延長等

災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間については、避難指示が継続している区域等の避難者が安定した住まいへ円滑に移行し、居住の安定が確保されるまで同法による供与期間の適切な延長を行うこと。

また、応急仮設住宅の供与期間の延長も踏まえ、国による東京電力への指導を含め、住宅の確保等において不均衡が生じないように必要な措置を講じること。

(3) 避難を継続している県民への支援

避難生活の長期化等に伴い、生活や心身の健康など、避難者の抱える課題は個別化・複雑化していることから、当県が実施する避難者への見守りや相談支援等の取組に対し、引き続き被災者支援総合交付金の予算を確保すること。

また、避難者が避難先でふるさととの絆を保つことができるよう、避難者向け地域情報紙の発行など当県が実施している情報提供の取組に対する予算を確保するとともに、避難指示区域外からの避難者に対する情報提供の取組に対しても、引き続き被災者支援総合交付金の予算を確保すること。

(4) 高速道路無料措置の延長等

避難生活が長期化する中、一時帰宅を含めてふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減するため、令和7年3月31日まで実施されている旧警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置を、帰還できるまで延長すること。

また、令和7年3月31日まで実施されている原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置は、母子避難者等が不安を抱えながら生活を送っていることを踏まえて延長措置を講じるとともに、国が直接実施すること。

(5) 災害援護資金の償還期限の柔軟な措置等

東日本大震災に係る災害援護資金については、急激な物価高騰の影響を始めとした経済的な要因等により、当初の計画どおりの償還が困難となる事例が増加していることから、被災者の円滑な生活再建に向けて、市町村が被災者に対して償還を猶予したときは、国への償還期限も延長されるよう、必要な措置を講じること。

また、償還に係る市町村の経費や市町村が償還を免除した場合の県の負担分に対して必要な財政支援を講じること。

(6) 被災者の心のケアへの支援

東日本大震災から13年が経過し、避難生活の長期化により県内外に避難する県民は依然として高いストレス状態にあり、帰還後も生活環境やコミュニティの変化などによって、抱える不安や悩みは複雑化・個別化している。

ふくしま心のケアセンターを設置し、被災者への個別相談や市町村支援に取り組んでいるところであるが、被災者への心のケアは長期的な取組が必要であることから、当該事業（被災者支援総合交付金）の継続に向けた必要な予算を確保すること。

また、避難の有無にかかわらず原子力災害という世界に例のない災害によるストレスにさらされ続けている県民の自殺対策に長期的に取り組むことができるよう、国において自殺対策に必要な予算を確保すること。

30 安心して子どもを生き育てやすい環境の整備 【こども家庭庁、復興庁、環境省】

当県では、原発事故発生以降、18歳以下の子どもの医療費無料化を始め、給食の安心確保や子どもの心のケアへの対策など、子どもが安心して健やかに成長できる環境の確保に向けて積極的に取り組んできたところであるが、いまだに根強い風評や子育て現場に残る不安が完全には払拭されていない。

国においては、こうした福島の特異な現状をしっかりと受け止め、県・市町村が切れ目なく安心して子育てしやすい環境の整備を継続できるよう、第2期復興・創生期間以降においても長期的な視点に立って安定的かつ十分な予算を確保すること。

31 県民の健康回復に係る総合的推進の継続

【復興庁、文部科学省、厚生労働省】

(1) 県民の健康回復を総合的に推進するため必要な財源措置の継続

復興・再生を成し遂げるため、当県で安心して暮らし、子どもを生き育てることができる生活環境を実現し、県内全域における放射線による健康上の不安解消ができるよう、当県が「食・運動・社会参加」を3本の柱に、子どもから高齢者等まで、全世代に対して被災者支援の観点で取り組む健康関連に関する、復興公営住宅等の避難者支援・避難地域の健康支援体制をサポートする取組、子どもの心身の健康を長期に見守り安心を提供する取組、復興を支える県民の健康づくりを通じた地域活力を再生する取組や高齢者等が安心して暮らせる地域のつながりを再構築する取組について、第2期復興・創生期間以降も安定的かつ十分な予算を確保すること。

(2) 県民の健康不安解消に向けた研究開発

当県においては、いまだ原子力災害に起因する放射線による健康不安が根強く、その解消が課題となっている。その解消に向けては、迅速かつ最先端の治療を可能とする医療提供体制が不可欠であり、特になん等への不安を解消するための万全の備えが必要であることから、福島県立医科大学内の先端臨床研究センターでは、国内随一の医療用中型サイクロトロンを用いて、アスタチンを用いた放射性薬剤の研究開発を推進しているところである。令和4年度から治験を開始しているが、臨床現場での先進的な治療の早期実現に向けて着実に進捗させる必要があることから、第2期復興・創生期間以降の臨床研究の実施に当たり、必要な予算を確保すること。

32 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化 【復興庁、総務省、文部科学省】

(1) 福島の復興・自然体験活動に係る取組等に必要な予算確保

子どもたちが、復興やコミュニティの再生等、地域の課題の解決に向けた探究型・体験型の学び、風評の払拭を始めとする課題をテーマとして国内外に発信・交流する活動等の社会体験・社会貢献活動、自然体験活動等を行うために必要な予算を確保すること。

(2) 児童生徒の体力向上や食育の充実に必要な予算確保

東日本大震災後に著しく低下した子どもの体力と増加した肥満傾向児の出現率について、全国との差は改善傾向にあるものの、いまだ肥満傾向児の出現率は、震災前の水準まで回復していないことから、運動習慣や食習慣を自ら改善するための健康マネジメント力を育む事業の継続的な実施が可能となるよう、必要な予算を確保すること。

(3) 児童生徒の学習支援によるコミュニティ復興支援事業の継続

東日本大震災により新たに生じた住民同士の絆を深化することや、避難指示解除等に伴い帰還した地域コミュニティを構築するため、学校、家庭、地域の連携による教育を推進する人材の育成や、仕組みを構築するための支援事業を実施できるよう、引き続き予算を確保すること。

(4) 被災児童生徒の就学機会の確保

東日本大震災により就学が困難になった児童生徒の教育を受ける機会を十分に確保するため、「被災児童生徒就学支援等事業」の就学援助事業及び奨学金事業については、第2期復興・創生期間以降も必要な予算を確保すること。

(5) 個別支援教育の推進

DVやネグレクト、ヤングケアラー等の自らの力だけでは解決が困難な課題を抱える児童生徒が増加している中、当県では、原発事故等の影響による心のケアを始め、特別な支援が必要な児童生徒への対応が継続的に求められていることから、標準法を改正し特別支援学級の編制基準の引下げを行うなど、小・中・高できめ細かな教育が行えるよう、体制整備に向けた十分な支援を行うこと。

(6) 原子力発電所事故に伴う風評等を防止する教育

全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る正しい知識を持ち、当県の現状を正しく理解することができるよう、国や県が作成した放射線教材の使用についても指導助言を行うなど、正しい情報発信・放射線教育のための継続的な支援を行うこと。

また、県が作成した「ふくしま道徳教育資料集」等を活用し、風評やいじめ、差別等を防止する教育を推進すること。

33 復興・再生に向けた治安の維持

【警察庁、復興庁、総務省、国土交通省】

特定復興再生拠点区域の避難指示解除や特定帰還居住区域の設定に伴うインフラ整備など、復興の進捗に伴う交通流の変化に適切に対応するため、交通安全施設の整備に必要な予算を確保すること。

また、避難指示の解除等による住民の帰還が進む一方、帰還困難区域を含む被災地域における窃盗などの犯罪や交通事故が増加傾向にあることから、被災地域の情勢変化に対応した警察活動の強化に必要な予算を確保すること。

さらに、今後も変化し続ける被災地の治安情勢に対応し、避難者や帰還する住民などの安全・安心を確保するため、第2期復興・創生期間後も警察官の期限付き増員を継続すること。

Ⅶ 産業再生、インフラ整備の推進

34 原子力災害対応雇用支援事業等の継続

【復興庁、厚生労働省】

(1) 原子力災害対応雇用支援事業の継続

原子力災害対応雇用支援事業については、被災求職者の雇用・就職機会の創出や人材育成等により生活の安定を図るとともに、風評払拭事業等の原子力災害からの復興に不可欠な事業に活用しており、継続は必須であることから、第2期復興・創生期間以降も実施期間を延長するとともに、帰還者の就業を促進するため、被災求職者の要件を緩和すること。

(2) 事業復興型雇用確保事業の継続

事業復興型雇用確保事業については、被災求職者の生活の安定と当県産業の復興を推進するために必要な事業であることから、第2期復興・創生期間以降も実施期間を延長すること。

35 企業誘致の促進

【復興庁、経済産業省】

東日本大震災や原子力災害により、甚大な被害を受けた当県全域の産業復興を図るためには企業誘致の促進を通じた産業の集積が極めて重要である。

こうした中、浜通り地域等においては、地域の再生に向けた働く場の確保は必須の課題である一方、産業の復興・再生はいまだ十分でないことから、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金については、令和7年度以降も制度の継続と十分な予算の確保を図るとともに、市町村の意見を踏まえて地域の実情に応じた制度運用を行うこと。

また、長期にわたる原子力災害や度重なる自然災害の影響により分譲再開が遅れている浜通りの産業団地に対する支援策を講じること。

さらに、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、令和7年度末が事業完了期限となっているところであるが、事業者の責に帰さない事情により完了できない事業が想定されることから、事業完了期限を適切に延長すること。

36 農業・農村再生のために必要な予算の確保

【復興庁、農林水産省】

(1) 農業・農村の再生

避難指示区域等における帰還促進や営農再開、地域コミュニティの再構築等、東日本大震災及び原子力災害の影響を受けた当県の農業・農村の再生は、今後も長い時間が必要となることから、農地集積の更なる促進や農地の大区画化・汎用化に向けたほ場整備、営農再開に向けた農業水利施設の管理体制構築、県民の安全・安心につながるため池の放射性物質対策などの復興事業について、第2期復興・創生期間以降も事業が完了するまでに必要な予算を確保すること。

(2) 新規就農者の育成

避難指示や高齢化等により農業者が著しく減少しており、農業再生に向けては新たな担い手の確保が重要な課題である。このため、当県では、就農・定着から経営発展に至る様々な相談に対応する窓口として農業経営・就農支援センターを開所し、相談件数が大幅に増加するなど効果を発揮しているところであり、新たな担い手の確保に向けた体制を継続できるよう当センターの運営に要する予算を確保すること。

あわせて、新規就農者の確保・定着を進めるためには長期の伴走支援が重要であることから、「就農コーディネーター」等の設置や専門家の派遣、研修会の開催等を支援すること。

さらに、新規就農者が地域の担い手として定着するまでの間、技術研鑽を図りながら安心して農業経営を展開するため、新規就農者育成総合対策の予算を確保すること。

37 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保

【復興庁、農林水産省、林野庁、環境省】

原子力災害の影響を受けた当県の森林を再生し、林業・木材産業の活性化や生活圏の環境保全を図る上で欠かすことのできない「ふくしま森林再生事業」を始めとした各種復興施策について、第2期復興・創生期間以降も必要な予算を確保すること。

特に、放射性物質の影響を受けた広葉樹林については、きのこ原木林等の循環利用が図られるよう、計画的な再生に向けた伐採・更新等の取組を推進する必要があることから、ほだ木等原木林再生のための予算を確保すること。

38 水産業再生に係る取組の強化

【復興庁、農林水産省、水産庁、経済産業省】

当県水産業は、令和3年4月に本格的な操業に向けた新たな段階へ大きく踏み出したものの、沿岸漁業全体の生産量は震災前に比べて低い水準に留まっている。

水産業に関わる事業者が、安心して生業を継続し、次世代へ確実に繋いでいけるよう、国が前面に立ち、万全な風評対策はもとより、生産から流通、消費に至る水産業全体を捉えた総合的かつ強力な対策を引き続き講じること。

また、近隣県に比べて生産回復が大きく立ち後れている現状を踏まえ、長期的な視点に立ち十分な予算を確保するとともに、情勢の変化に対応し、必要な対策を講じること。

さらに、水産業関係者はALPS処理水の海洋放出に対して、新たな風評への懸念や生業の継続に不安を抱えていることから、「水産業を守る」政策パッケージについては、引き続き、現場の実態に即して迅速かつ柔軟な運用を図ること。

39 社会資本の整備に係る財源措置等

【復興庁、総務省、農林水産省、国土交通省】

当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから、公共土木施設等の災害復旧、津波被災地の復興まちづくり、避難者の居住の安定確保、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備、営農再開を加速するための農業基盤整備等の復旧・復興事業を重点的に進め、かつ、確実に事業完了を図るために必要となる財源を十分に確保するとともに、インフラ等の環境整備を一層加速するため、復興係数の特例措置を継続すること。

また、国の直轄事業として実施する道路事業、河川事業、砂防事業及び港湾事業について、当県の復興・再生や持続可能な地域社会の形成には基幹的な社会インフラの着実な整備が必要不可欠であることから、必要となる財源を確保して事業を着実に推進すること。

さらに、国土強靱化や経済の活性化等に直結する社会資本の整備について、県民の安全で安心な暮らしを守り、県土全域の将来像を見据えて戦略的に進めるため、通常事業（社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金、農山漁村地域整備交付金、水産物供給基盤整備事業等）の財源を十分に確保すること。

特に、資材価格や労務単価等が上昇している状況においても、必要な事業規模を確保すること。

40 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援 【復興庁、国土交通省】

県土全域の復興と将来像を見据えた活力ある社会基盤の構築に向けて、広域的な地域連携を促進する道路ネットワーク強化のため、6本の連携軸である会津軸・中通り軸・横断道軸・南部軸の基幹的な道路である会津縦貫道や国道4号、国道13号、国道49号、国道289号などの各事業について早期整備を図ること。

(1) 広域的なネットワークを強化する会津軸の整備

災害に強い幹線道路ネットワークの確保や、日光・会津・米沢の連携した広域周遊ルートを創出するため、会津縦貫道の早期整備・早期完成を図るとともに、国道118号の一部区間及び国道121号を直轄指定区間とすること。

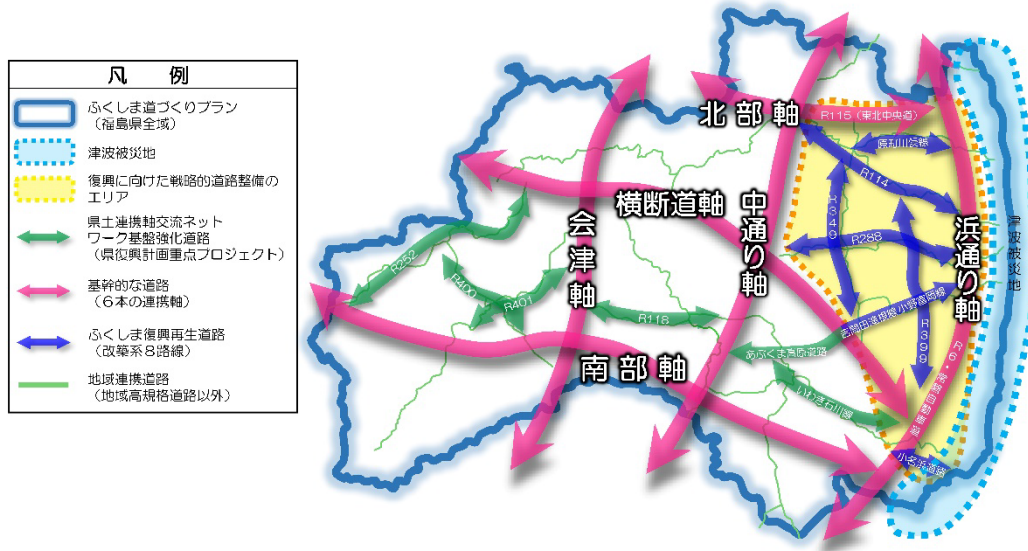
(2) 中通り軸・横断道軸・南部軸の整備

① 中通り軸として、国道4号（矢吹鏡石道路）及び国道13号（福島西道路Ⅱ期工区）の早期完成を図るとともに、国道4号矢吹町以南の早期の全線4車線化を図ること。
また、福島都市圏北部の交通円滑化に向け、国道4号福島北道路の早期事業化を図ること。

② 横断道軸として、磐越自動車道の4車線化優先整備区間「会津若松IC～安田IC間」のうち、事業化となった「会津坂下IC～西会津IC間」、「西会津IC～津川IC間の一部区間」及び「三川IC～安田IC間」の早期完成や、残る区間の早期事業化を図るとともに、「安田IC～新潟中央JCT間」についても、4車線化優先整備区間に選定すること。
また、国道49号（北好間改良、会津防災事業、好間三和防災）の早期整備を図ること。

③ 南部軸として、国道289号で唯一交通不能区間の八十里越の早期完成に向け、引き続き国直轄権限代行事業の整備促進を図るとともに、県施行区間の整備に必要な予算を確保すること。

復興・創生を支える交通基盤(6本の連携軸)の整備



県土の復興に向けた道路ネットワーク構築のための主な整備箇所



41 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援

【復興庁、経済産業省、国土交通省】

(1) 特定貨物輸入拠点港湾小名浜港の整備促進

特定貨物輸入拠点港湾の指定を受けている小名浜港については、産業と生活に必要な資源、復興に必要なエネルギー関連物資等を安定的かつ安価に供給するとともに、次世代エネルギーの需要増加などに対応するため、東港地区の活用が必要であることから、沖防波堤等の整備を更に促進すること。

(2) 重要港湾相馬港の整備促進

重要港湾である相馬港については、復興支援道路である相馬福島道路の全線開通により、今後、貨物量の増加が見込まれることから、港内静穏度を向上させ安全で円滑な荷役を可能にするために必要な南防波堤整備の予算を確保するとともに、沖防波堤の嵩上げを促進すること。

(3) カーボンニュートラルポート形成の推進

小名浜港及び相馬港において「カーボンニュートラルポート」を形成するため、県が行う港湾脱炭素化推進計画の策定や港湾計画の改訂、民間事業者が進めるカーボンニュートラルに向けた取組に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

VIII 持続可能な県づくりの推進

42 地方創生・人口減少対策の推進等

【内閣官房、内閣府、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、国土交通省、経済産業省、農林水産省、環境省、厚生労働省】

国が「地方創生」を推進することとしてから10年が経過したところであるが、当県を含む地方では急激に進む少子高齢化や若者の県外流出等により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にある。

コロナ禍において、生活様式の変化やテレワークの普及等により東京一極集中から地方回帰への流れが一時的に見られたものの、直近では再び元の傾向に戻り、東京を除く46道府県の全てにおいて人口が減少している。

当県の人口は、1998年の214万人をピークに、現在は176万人となり、国の推計では、2050年に125万人まで減少するとされている。また、直近の転出超過数は全国ワースト4位であり、4月に人口戦略会議が公表した消滅可能性自治体にも33市町村が該当しており、当県の人口減少は厳しい状況にある。

こうした現状により、地域経済の縮小のみならず、地域社会を維持することがより困難な状況となり、特に、東日本大震災と原発事故からの復興・再生と地方創生を同時に進めていかなければならない当県は大きな危機に直面している。

については、地方創生及び人口減少対策を更に推進するため、以下の措置を講じること。

(1) 人口減少対策の司令塔となる組織の設置と東京一極集中の是正

地方から若者が流入する東京圏では、他の地域と比べて合計特殊出生率が低く、東京一極集中が日本全体の人口減少に拍車をかける要因になっており、国は人口減少の問題を地方の問題として捉えるのではなく、広域的な視点から一体的に是正していく必要がある。

このため、人口減少対策を総括推進するための司令塔となる組織体制を整備するとともに、人口減少対策のための政策を総動員し、東京一極集中の是正を図ること。

(2) デジタル田園都市国家構想推進のための人口減少対策・地方創生関連予算の確保

持続可能な経済社会を目指し、人口減少に歯止めをかけていくためには、デジタル田園都市国家構想総合戦略の下、結婚・出産・子育ての支援や若者の県内定着、地方への移住・定住の促進、女性活躍推進などの取組を国と地方が一体となって推進していくことが重要であり、これまでのデジタルの力によらない地方創生の取組の継続に加えて、デジタルの力により取組を発展・加速化させていくことが必要不可欠である。

このため、県及び市町村が自主性・主体性を最大限に発揮しつつ、地域の実情に即した実効性の高い取組を安定的かつ円滑に展開できるよう、デジタル田園都市国家構想交付金を始めとする地方創生関連予算を大幅に拡充するとともに、地方財政措置を継続すること。

また、自治体を実施する結婚支援等に活用している地域少子化対策重点推進交付金や地域の女性の活躍推進に資する取組を支援する地域女性活躍推進交付金について十分な予算を確保すること。

さらに、地方はデジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案しながら地域の実情に応じた地方版総合戦略を策定する必要があるが、策定に当たっては、地方に過度の負担を強いることのないようにするとともに、必要な財政措置や助言等の支援措置を講じること。

(3) 企業版ふるさと納税の適用期限の延長

人口減少・少子高齢化が進み、地域の社会課題が複雑化する中で、県や市町村のみならず、民間企業の力も活用しながら地方創生を推進していくことが重要である。

こうした中、今年度末が適用期限となっている企業版ふるさと納税の税額控除の特別措置について、地方創生を停滞させることなく、長期的な視点で活用していく必要があることから、当該制度の適用期限を延長し、恒久化を図ること。

(4) 原油価格・物価高騰への対策

長引く原油価格・物価高騰は、国民生活や社会経済活動に深刻な影響を与えているため、今後も経済状況等を踏まえ、必要に応じて適時・適切に生活者や事業者に対する支援策を講じるとともに、地方が地域の実情に応じた対策を実施できるよう、必要な財政措置を講じること。

(5) 物流「2024年問題」への対策

物流は国民の生活を支える重要な社会インフラであることから、トラックドライバーの長時間労働の改善や賃金水準の向上、適正な運賃収受等による事業者の経営安定化、デジタル技術の活用等による物流の効率化など、物流改革に向けて必要な措置を講じること。

43 カーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速化

【総務省、環境省】

当県では、「ふくしまカーボンニュートラル実現会議」を設立し、産学官金が連携して再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギー対策の徹底など、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進している。

については、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を更に加速化するため、以下について十分な支援を行うこと。

(1) 地域の脱炭素に向けた取組の推進

地域の脱炭素化に向けた取組を推進するため、脱炭素成長型経済構造移行債（GX経済移行債）も活用し、自治体への大規模かつ安定的な財政措置を実施すること。

特に、地域脱炭素推進交付金などの予算を十分に確保するとともに、地域の実情に応じた柔軟な運用を図ること。

また、公共施設等のZEB化や省エネルギー改修などを推進するため、脱炭素化推進事業債の事業期間を延長すること。

(2) 脱炭素社会の実現に向けた機運の醸成

脱炭素社会の実現に向けては、脱炭素先行地域のみならず、全県的な機運醸成と具体的な取組の実践が重要であることから、国において令和4年に立ち上げた「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」などにより機運醸成等を推進するとともに、自治体の取組についても安定的かつ継続的に実施するための財政支援を行うこと。

(3) 地域気候変動適応センターの運営等の支援

熱中症や農林水産業対策などの適応策に関する情報収集・分析・調査・発信を持続的かつ発展的に推進するため、地域気候変動適応センターの運営等に十分な予算を確保するとともに、人的・技術的な支援を継続すること。

44 食料安全保障の強化に向けた支援

【農林水産省】

食料安全保障の強化に向けては、食料供給を担う農林水産業の持続的発展が不可欠であり、国と地方が一体となって食料の安定供給の確保や食料自給率の向上を図ることが重要である。

こうした中、根強い風評により、県産農林水産物の価格が依然として全国の水準まで回復していない現状を踏まえ、燃油・生産資材等の価格の高止まりにより影響を受けている農林漁業者等に対する支援の継続に加え、安定的な調達・供給に向けた取組を強化するとともに、再生産に配慮した適正な価格形成を推進するための仕組みを構築し、生産費用の増加を価格へ転嫁できるよう、消費者等の理解醸成を図ること。

また、食料自給率の向上や食料の安定供給に向けて、輸入に大きく依存する麦、大豆、飼料作物などの水田等を有効活用した生産拡大、園芸・畜産を含めた生産基盤整備等を支援し、農産物における国内生産の増大と国産農林水産物の消費拡大を推進すること。

さらに、避難指示等により当県の農林漁業者数は著しく減少していることから、多様な人材を農山漁村に呼び込みながら、就業希望者等が農林水産業を職業として選択し、安定的な経営を将来にわたり展開することができるよう農林水産業の担い手の確保・育成に必要な予算を十分に確保するとともに、スマート技術を活用した営農や気候変動に適応した取組など、将来にわたって持続可能な農林水産業の実現に向けた支援を強化すること。

45 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策

【内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

(1) 防災・減災、国土強靱化のための対策

当県は、東日本大震災以降も令和元年東日本台風や福島県沖地震など、幾度も甚大な被害を受けており、気候変動に伴う頻発・激甚化する大規模自然災害への更なる対応の強化が求められることから、福島県国土強靱化地域計画に位置付ける国土強靱化関連事業について、公共施設の防災・減災推進のための取組に必要な予算を確保すること。

また、予防保全に向けた老朽化対策の加速化を含め「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」については、計画的に事業を進めるための必要な予算を確保するとともに、実施期間である令和7年度までの5か年総額で十分な財源を確保すること。

さらに、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」完了後においても、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害状況も踏まえた上で、切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、必要な財源を通常予算とは別枠で確保すること。

加えて、冬期間の安全な交通確保や老朽化する防雪・消雪施設についても計画的な対策が必要であることから、雪寒事業を「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」及び国土強靱化中期計画の対象事業に位置付けること。

(2) 流域治水の推進

令和元年東日本台風による災害への対応として、頻発・激甚化する水災害への集中的な対策を講じる必要があるため、阿武隈川上流の河川大規模災害関連事業として国が進める「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」の更なる推進を図ること。

特に、阿武隈川上流遊水地群の早期整備に当たっては、阿武隈川流域の住民への理解醸成に向けた取組を推進するとともに、整備地域での合意形成に取り組むこと。

また、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速させるために流域全体で取り組む「流域治水プロジェクト」に必要な予算を十分に確保すること。

さらに、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、県管理河川の特定都市河川への指定を踏まえた流域水害対策計画の策定など、当県における流域治水の推進への取組に対して引き続き支援すること。

省庁別索引

【内閣官房】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【1 頁】
- 14 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進【26 頁】
- 20 ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応【38 頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【45 頁】
- 42 地方創生・人口減少対策の推進等【66 頁】
- 45 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【71 頁】

【内閣府】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【1 頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【3 頁】
- 3 復興に向けた人員確保【5 頁】
- 4 避難地域の復興実現【6 頁】
- 5 帰還困難区域の復興・再生【8 頁】
- 6 避難地域等の事業・生業の再生【9 頁】
- 10 避難地域等における教育環境の整備・充実【14 頁】
- 11 避難地域等の復興に向けたインフラ整備に対する支援【16 頁】
- 13 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18 頁】
- 14 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進【26 頁】
- 19 原子力発電所の安全確保等【33 頁】
- 20 ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応【38 頁】
- 21 除染等の推進【40 頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【45 頁】
- 26 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化【47 頁】
- 29 避難者支援の充実【50 頁】
- 42 地方創生・人口減少対策の推進等【66 頁】
- 45 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【71 頁】

【警察庁】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【1 頁】
- 33 復興・再生に向けた治安の維持【56 頁】
- 45 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【71 頁】

【消費者庁】

- 20 ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応【38 頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【45 頁】

【こども家庭庁】

- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【3 頁】
- 4 避難地域の復興実現【6 頁】
- 10 避難地域等における教育環境の整備・充実【14 頁】
- 30 安心して子どもを産み育てやすい環境の整備【52 頁】
- 42 地方創生・人口減少対策の推進等【66 頁】

【デジタル庁】

- 42 地方創生・人口減少対策の推進等【66 頁】

【復興庁】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【1 頁】

- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【3頁】
- 3 復興に向けた人員確保【5頁】
- 4 避難地域の復興実現【6頁】
- 5 帰還困難区域の復興・再生【8頁】
- 6 避難地域等の事業・生業の再生【9頁】
- 7 避難地域の営農再開に向けた支援【10頁】
- 8 避難地域等の鳥獣被害対策の推進【11頁】
- 9 避難地域等における医療提供体制の再構築【12頁】
- 10 避難地域等における教育環境の整備・充実【14頁】
- 11 避難地域等の復興に向けたインフラ整備に対する支援【16頁】
- 12 県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援【17頁】
- 13 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18頁】
- 14 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進【26頁】
- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【28頁】
- 16 水素先進県の実現に向けた支援【29頁】
- 17 医療関連産業の集積・振興の支援【31頁】
- 20 A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【38頁】
- 21 除染等の推進【40頁】
- 22 除去土壌等の県外最終処分に向けた取組の推進【41頁】
- 23 放射性物質に汚染された廃棄物の処理【42頁】
- 24 原子力損害賠償の確実な実施【43頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【45頁】
- 26 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化【47頁】
- 27 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援【48頁】
- 29 避難者支援の充実【50頁】
- 30 安心して子どもを産み育てやすい環境の整備【52頁】
- 31 県民の健康回復に係る総合的推進の継続【53頁】
- 32 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化【54頁】
- 33 復興・再生に向けた治安の維持【56頁】
- 34 原子力災害対応雇用支援事業等の継続【57頁】
- 35 企業誘致の促進【58頁】
- 36 農業・農村再生のために必要な予算の確保【59頁】
- 37 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保【60頁】
- 38 水産業再生に係る取組の強化【61頁】
- 39 社会資本の整備に係る財源措置等【62頁】
- 40 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【63頁】
- 41 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援【65頁】
- 45 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【71頁】

【総務省】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【1頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【3頁】
- 3 復興に向けた人員確保【5頁】
- 4 避難地域の復興実現【6頁】
- 10 避難地域等における教育環境の整備・充実【14頁】
- 13 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18頁】
- 14 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進【26頁】
- 20 A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【38頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【45頁】

- 29 避難者支援の充実【50 頁】
- 32 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化【54 頁】
- 33 復興・再生に向けた治安の維持【56 頁】
- 39 社会資本の整備に係る財源措置等【62 頁】
- 42 地方創生・人口減少対策の推進等【66 頁】
- 43 カーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速化【69 頁】
- 45 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【71 頁】

【外務省】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【1 頁】
- 20 ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応【38 頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【45 頁】
- 26 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化【47 頁】
- 27 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援【48 頁】

【財務省】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【1 頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【3 頁】
- 20 ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応【38 頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【45 頁】

【文部科学省】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【1 頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【3 頁】
- 3 復興に向けた人員確保【5 頁】
- 4 避難地域の復興実現【6 頁】
- 10 避難地域等における教育環境の整備・充実【14 頁】
- 13 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18 頁】
- 14 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進【26 頁】
- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【28 頁】
- 16 水素先進県の実現に向けた支援【29 頁】
- 17 医療関連産業の集積・振興の支援【31 頁】
- 20 ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応【38 頁】
- 24 原子力損害賠償の確実な実施【43 頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【45 頁】
- 31 県民の健康回復に係る総合的推進の継続【53 頁】
- 32 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化【54 頁】
- 45 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【71 頁】

【文化庁】

- 3 復興に向けた人員確保【5 頁】

【厚生労働省】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【1 頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【3 頁】
- 3 復興に向けた人員確保【5 頁】
- 4 避難地域の復興実現【6 頁】
- 9 避難地域等における医療提供体制の再構築【12 頁】
- 10 避難地域等における教育環境の整備・充実【14 頁】

- 13 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18 頁】
- 14 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進【26 頁】
- 17 医療関連産業の集積・振興の支援【31 頁】
- 20 ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応【38 頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【45 頁】
- 29 避難者支援の充実【50 頁】
- 31 県民の健康回復に係る総合的推進の継続【53 頁】
- 34 原子力災害対応雇用支援事業等の継続【57 頁】
- 42 地方創生・人口減少対策の推進等【66 頁】
- 45 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【71 頁】

【農林水産省】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【1 頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【3 頁】
- 3 復興に向けた人員確保【5 頁】
- 4 避難地域の復興実現【6 頁】
- 5 帰還困難区域の復興・再生【8 頁】
- 6 避難地域等の事業・生業の再生【9 頁】
- 7 避難地域の営農再開に向けた支援【10 頁】
- 8 避難地域等の鳥獣被害対策の推進【11 頁】
- 13 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18 頁】
- 14 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進【26 頁】
- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【28 頁】
- 20 ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応【38 頁】
- 21 除染等の推進【40 頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【45 頁】
- 26 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化【47 頁】
- 36 農業・農村再生のために必要な予算の確保【59 頁】
- 37 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保【60 頁】
- 38 水産業再生に係る取組の強化【61 頁】
- 39 社会資本の整備に係る財源措置等【62 頁】
- 42 地方創生・人口減少対策の推進等【66 頁】
- 44 食料安全保障の強化に向けた支援【70 頁】
- 45 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【71 頁】

【林野庁】

- 37 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保【60 頁】

【水産庁】

- 20 ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応【38 頁】
- 38 水産業再生に係る取組の強化【61 頁】

【経済産業省】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【1 頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【3 頁】
- 3 復興に向けた人員確保【5 頁】
- 4 避難地域の復興実現【6 頁】
- 5 帰還困難区域の復興・再生【8 頁】
- 6 避難地域等の事業・生業の再生【9 頁】

- 11 避難地域等の復興に向けたインフラ整備に対する支援【16 頁】
- 13 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18 頁】
- 14 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進【26 頁】
- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【28 頁】
- 16 水素先進県の実現に向けた支援【29 頁】
- 17 医療関連産業の集積・振興の支援【31 頁】
- 18 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援【32 頁】
- 19 原子力発電所の安全確保等【33 頁】
- 20 ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応【38 頁】
- 24 原子力損害賠償の確実な実施【43 頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【45 頁】
- 26 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化【47 頁】
- 35 企業誘致の促進【58 頁】
- 38 水産業再生に係る取組の強化【61 頁】
- 41 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援【65 頁】
- 42 地方創生・人口減少対策の推進等【66 頁】

【資源エネルギー庁】

- 13 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18 頁】
- 14 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進【26 頁】
- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【28 頁】
- 16 水素先進県の実現に向けた支援【29 頁】
- 19 原子力発電所の安全確保等【33 頁】
- 20 ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応【38 頁】
- 24 原子力損害賠償の確実な実施【43 頁】

【中小企業庁】

- 6 避難地域等の事業・生業の再生【9 頁】

【国土交通省】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【1 頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【3 頁】
- 3 復興に向けた人員確保【5 頁】
- 4 避難地域の復興実現【6 頁】
- 5 帰還困難区域の復興・再生【8 頁】
- 11 避難地域等の復興に向けたインフラ整備に対する支援【16 頁】
- 12 県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援【17 頁】
- 13 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18 頁】
- 14 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進【26 頁】
- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【28 頁】
- 16 水素先進県の実現に向けた支援【29 頁】
- 18 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援【32 頁】
- 20 ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応【38 頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【45 頁】
- 27 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援【48 頁】
- 29 避難者支援の充実【50 頁】
- 33 復興・再生に向けた治安の維持【56 頁】
- 39 社会資本の整備に係る財源措置等【62 頁】
- 40 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【63 頁】

- 41 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援【65 頁】
- 42 地方創生・人口減少対策の推進等【66 頁】
- 45 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【71 頁】

【観光庁】

- 13 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18 頁】
- 20 A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【38 頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【45 頁】
- 27 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援【48 頁】

【環境省】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【1 頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【3 頁】
- 4 避難地域の復興実現【6 頁】
- 5 帰還困難区域の復興・再生【8 頁】
- 8 避難地域等の鳥獣被害対策の推進【11 頁】
- 11 避難地域等の復興に向けたインフラ整備に対する支援【16 頁】
- 13 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18 頁】
- 14 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進【26 頁】
- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【28 頁】
- 16 水素先進県の実現に向けた支援【29 頁】
- 19 原子力発電所の安全確保等【33 頁】
- 20 A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【38 頁】
- 21 除染等の推進【40 頁】
- 22 除去土壌等の県外最終処分に向けた取組の推進【41 頁】
- 23 放射性物質に汚染された廃棄物の処理【42 頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【45 頁】
- 28 福島復興に向けた未来志向の環境施策の推進【49 頁】
- 30 安心して子どもを産み育てやすい環境の整備【52 頁】
- 37 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保【60 頁】
- 42 地方創生・人口減少対策の推進等【66 頁】
- 43 カーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速化【69 頁】

【原子力規制委員会】

- 19 原子力発電所の安全確保等【33 頁】
- 20 A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【38 頁】

【原子力規制庁】

- 19 原子力発電所の安全確保等【33 頁】
- 20 A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【38 頁】